

市町村建設計画の変更概要

1. 計画変更の背景

東日本大震災の影響を考慮して合併特例債の発行可能な期間が延長されました。合併特例債の対象となる事業は、新町建設計画に基づく事業であることが前提となるため、引き続き合併後の一体性の確立や地域全体の均衡ある発展を図るための事業を、合併特例債を活用して実施していくためには、新町建設計画の期間の延長が必要となります。

[制度改正の内容]

(1) 東日本大震災により被災した合併市町村

合併の行われた日を含む年度及びこれに続く 10 年度 → 20 年度

(2) 東日本大震災により被災していない合併市町村

合併の行われた日を含む年度及びこれに続く 10 年度 → 15 年度

2. 計画変更の内容

(1) 計画期間

現行：平成 17 年度～平成 26 年度

変更：平成 17 年度～平成 32 年度

※ 肝付町の計画は 9 か年で策定していたため、6 か年の延長となる。

(2) 財政計画

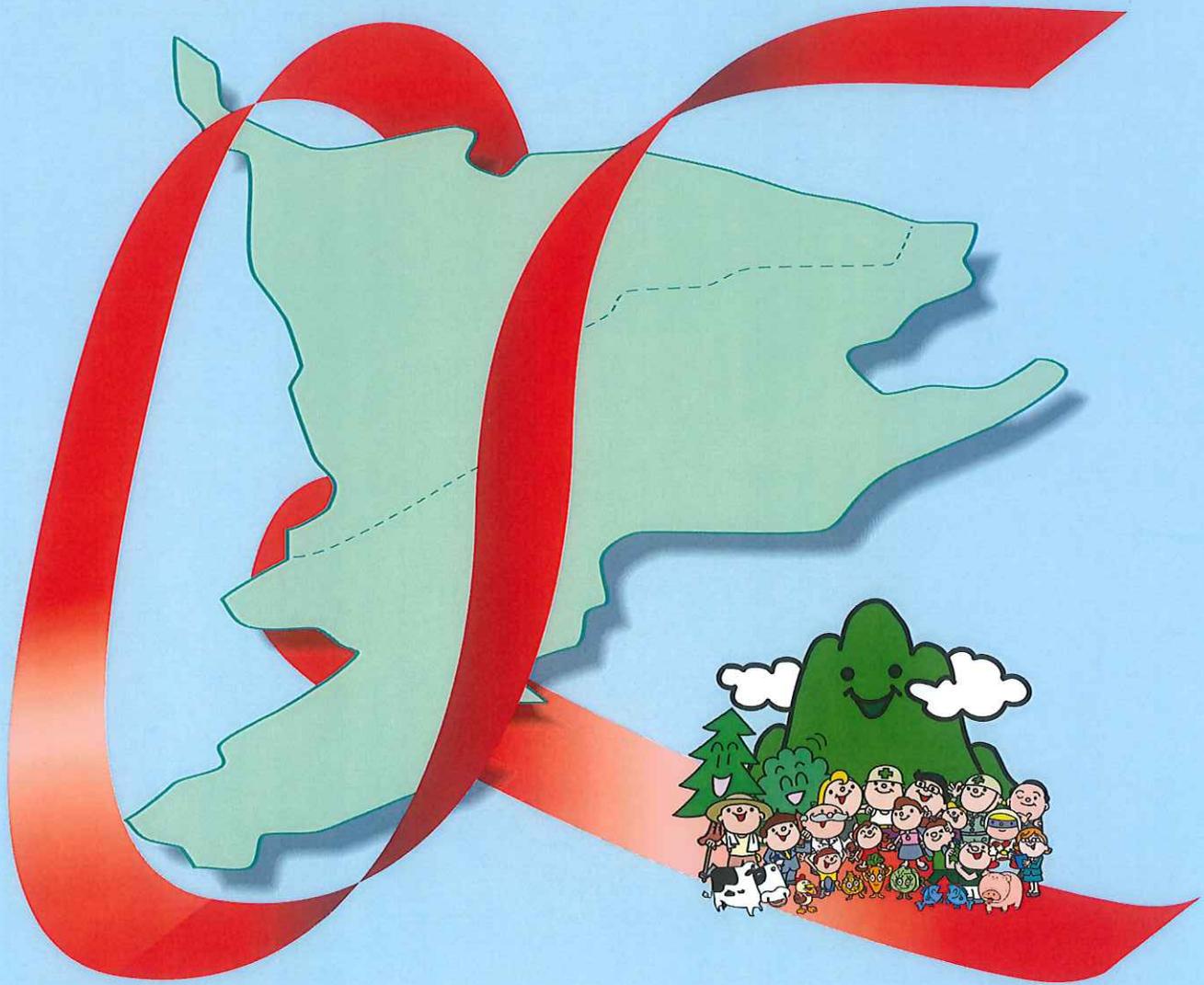
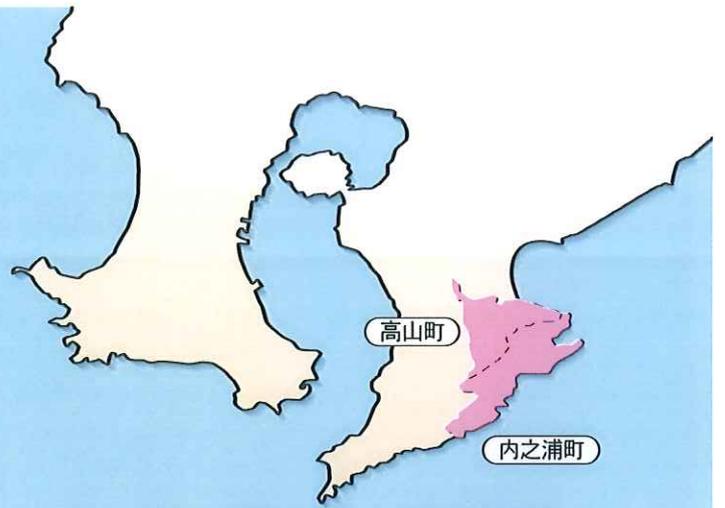
計画策定時の推計値を実績値に修正し、延長期間を新たに推計

<市町村建設計画とは>

本計画は、「市町村の合併の特例に関する法律」に基づき、合併後のまちづくりを総合的かつ効果的に推進することを目的とし、旧内之浦町及び旧高山町の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上、新町全体の均衡ある発展を図ろうと、肝属合併協議会において平成 16 年 12 月に策定された計画です。

新しい

まちづくり計画



肝付町

目 次

| | |
|--------------------------------|----|
| 第1章 序 論 ----- | 1 |
| 第1節 合併の必要性----- | 1 |
| 第2節 新しいまちづくり計画の策定方針----- | 3 |
| 第3節 関連する計画の概要----- | 5 |
| 第2章 新まちの概況 ----- | 7 |
| 第1節 新まちの概況----- | 7 |
| 第2節 新まちの特性と課題----- | 11 |
| 第3章 主要指標の見通し ----- | 14 |
| 第1節 人口----- | 14 |
| 第4章 新しいまちづくりの基本方針 ----- | 15 |
| 第1節 新まちの将来像----- | 15 |
| 第2節 分野別基本方針----- | 18 |
| 第3節 土地利用等----- | 24 |
| 第4節 地域別整備の方針----- | 25 |
| 第5章 新まちの主要施策 ----- | 32 |
| 第1節 新まちの主要施策----- | 32 |
| 第2節 新まち戦略プロジェクト----- | 47 |
| 第6章 県事業の推進 ----- | 54 |
| 第7章 公共的施設の適正配置と整備 ----- | 56 |
| 第8章 財政計画 ----- | 57 |

第1節 合併の必要性

1 時代（社会）潮流からみた合併の必要性

■ 地方分権の推進

住民に身近な行政の権限をできる限り自治体に移し、地域の創意工夫による行政運営を推進するため地方分権一括法が平成12年4月に施行され、国と地方が対等・協力の関係に移行し、実質的な分権型社会へのスタートが切られました。

さらに、平成16年5月には、地方分権改革推進会議から3年間にわたる審議の最終意見が出され、一層の国と地方の役割分担や持続可能な行財政システムへの改革が求められています。

昨今の「三位一体改革」（国庫補助金、地方交付税、税源移譲を含む財源配分のあり方を一体的に検討する）にみられるように自治体を取り巻く環境は、今後益々変化することが予想されます。

自治体にとっては、自己決定、自己責任能力が強く求められる時代となり、市町村においても政策立案・課題解決能力の更なる向上が望まれており、小規模な市町村は、合併により一定の行政規模を確保し、権限委譲などにより多様化する環境への対応を図ることが求められています。

■ 少子高齢化の進行

わが国は世界一の長寿国家となる一方、合計特殊出生率（注1）が大幅に低下した結果、少子高齢化が急速に進んできています。特に、本県は全国より早い段階から高齢化が進行しており、今後も一段と進行することが見込まれます。

生産年齢（注2）層の減少、高齢者の増大という人口構造の変化は、福祉関係の費用が増大する一方で、税収等の財源が減少していくこととなり、結果として自治体の行財政運営に多大な影響を与えることにつながります。

本地域の少子高齢化は、鹿児島県平均を上回るスピードで進行しており、今後の財政状況は一層の厳しさを増すことが予想されます。

（注1）合計特殊出生率とは、1人の女性が一生のうちに何人の子供を産むかという推計値。

（注2）生産年齢とは、労働力を提供できる年齢で15～64歳をさします。

2 行政の広域的対応と効率化の必要性

■ 行政の広域的対応

交通・情報手段の発展や経済活動の拡大に伴い、住民の日常生活圏は、市町村の区域を越えて拡大してきています。こうした中、住民の生活圏拡大に対応した行政サービスの提供が求められ、さらに介護保険やゴミ処理のように広域的に取り組まなければ非効率な事務も増加してきています。

本地域においても、一部事務組合等を設立し広域行政を推進している分野もありますが、既存の事務の共同処理の手法には意思決定の迅速性等において限界もあるため、さらなる広域行政の推進に向けた体制づくりが急務となっています。

また、基幹産業である農林水産業や観光の振興などについても広域的な取組を図ることが望まれます。

■ 国・地方を通じた厳しい財政状況への対応

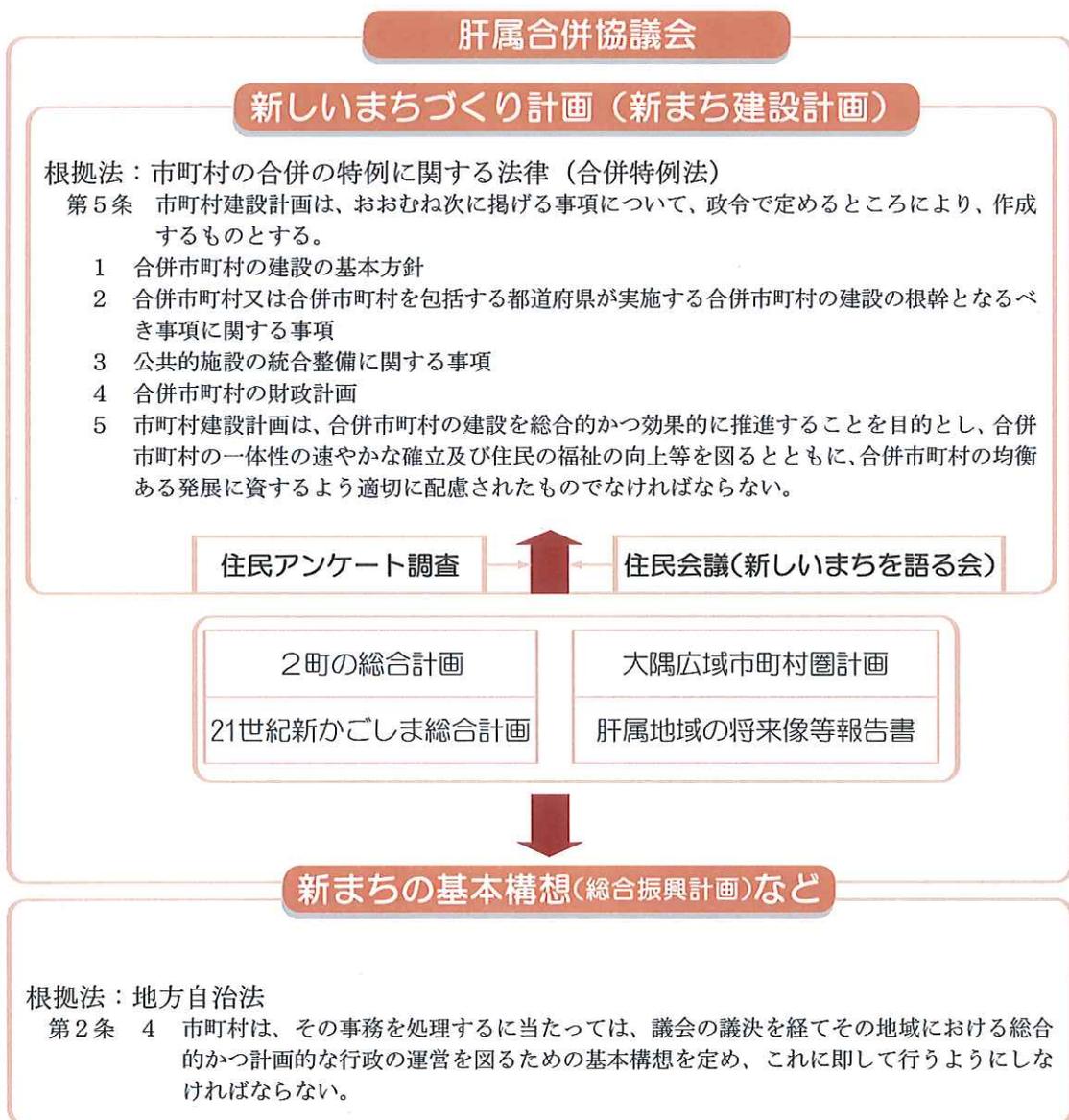
国及び地方の長期債務残高は、平成16年度末で約719兆円になると見込まれています。一方、小規模な市町村は、住民一人当たりの歳出総額が割高で、国・県からの交付金・補助金に依存している割合が大きいなど、「自立しうる自治体」からはほど遠いのが現状です。こうした国・地方を通ずる厳しい財政状況の下、本地域の財源依存度の高さや財政の硬直化は全国以上に深刻となっており、現在の行政サービスの水準を将来にわたって維持していくためには、まず、簡素で効率的な地方行政体制の整備が必要であると考えられます。

第2節 新しいまちづくり計画の策定方針

1 計画の趣旨

「新しいまちづくり計画」は、内之浦町と高山町の合併後の新しいまちづくりのための基本方針を定め、それを推進していくことにより、両町の一体化を促進し、本地域の発展と住民福祉の向上を図っていくものです。

なお、新まち誕生後は、この「新しいまちづくり計画」を尊重しつつ、より詳細かつ具体的な内容等について、新まちにおいて地方自治法に基づき策定する新町総合振興計画に委ねるものとします。



2 計画の構成

本計画は、「新しいまちづくりの基本方針」、「基本方針を実現するための主要事業」、「公共的施設の適正配置と整備及び財政計画」を中心として構成します。

3 計画の期間

本計画における主要事業、公共的施設の適正配置と整備及び財政計画は、合併後、概ね15年程度の期間について定めるものとします。

4 その他

新しいまちづくりの基本方針を定めるに当たっては、将来を展望した長期的視野に立つものとします。

また、新まちの財政計画については、健全な財政運営に努め、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることのないようにするものとします。

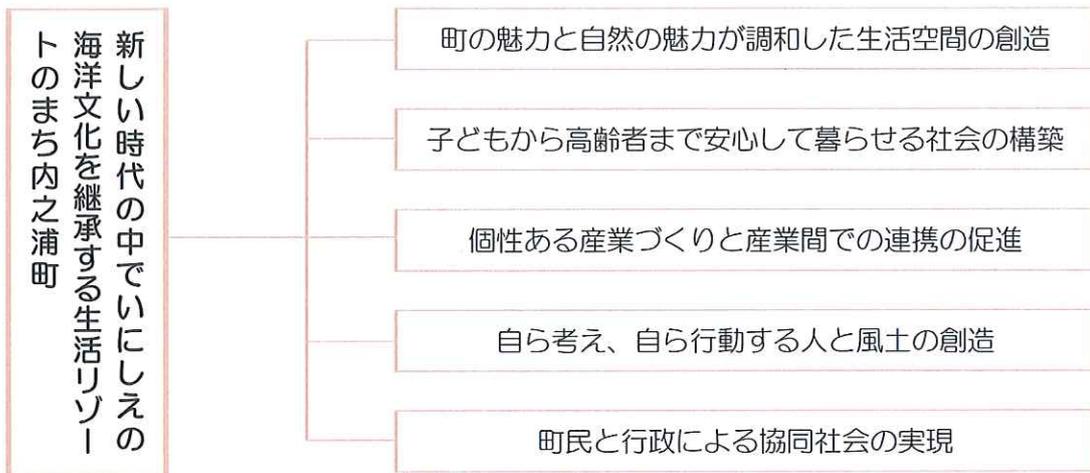
第3節 関連する計画の概要

1 両町の総合計画

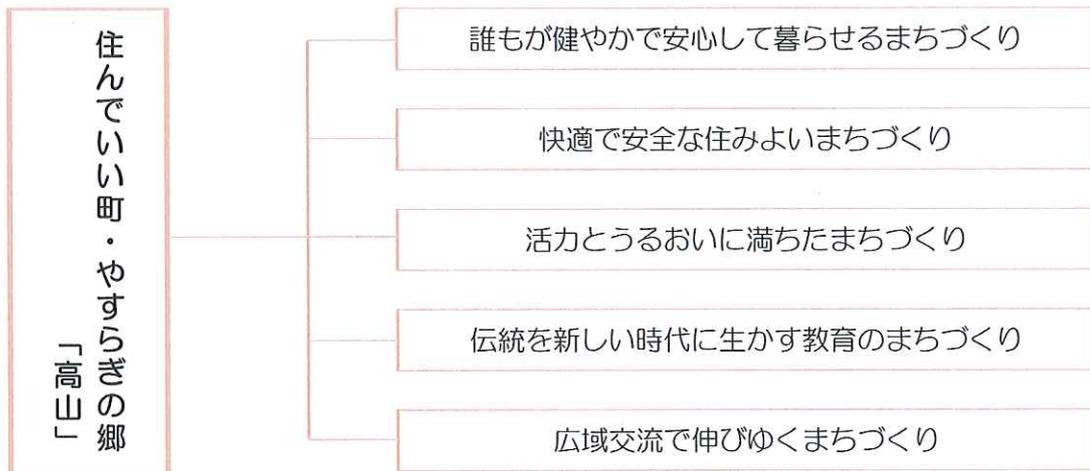
両町では、地方自治法第2条の規定に基づく町の総合計画が策定されています。

内之浦町は平成12年度から同21年度を対象期間とする「第3次内之浦町総合計画」が、また、高山町では平成13年度から同22年度を対象とする「第4次高山町総合計画」が策定されており、現在はこれらの計画に基づいた総合的なまちづくりが進められているところです。両町の総合計画の体系図は次のとおりです。

内之浦町第3次総合計画体系図

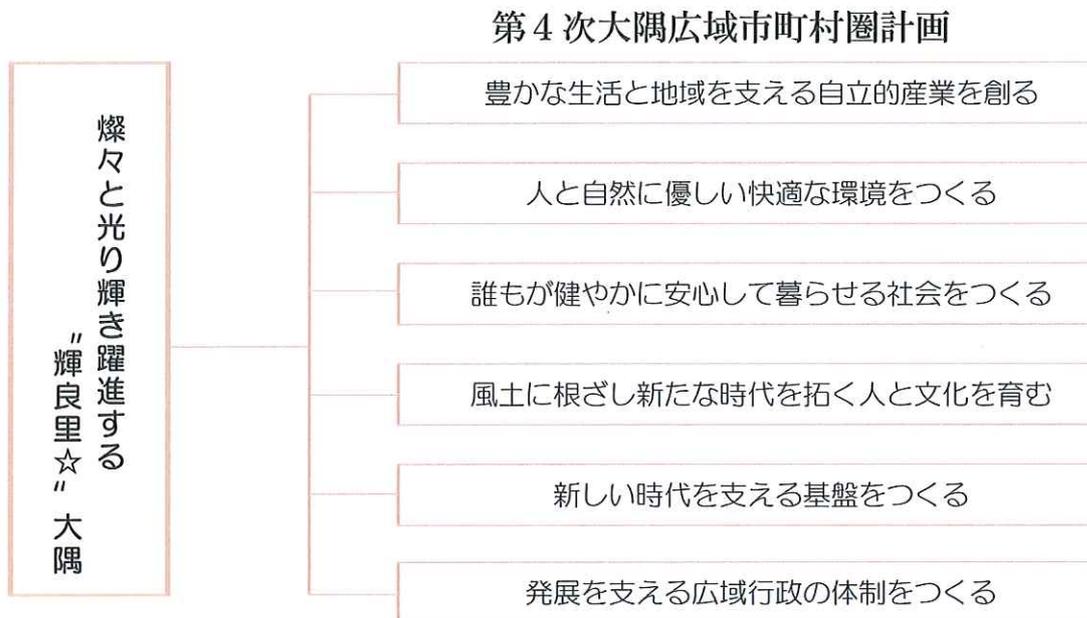


高山町第4次総合計画体系図



2 大隅広域市町村圏計画

両町が属する大隅広域市町村圏（2市17町）の総合計画である「第4次大隅広域市町村圏計画」（計画年度：平成13～22年度）の体系は次のとおりです。なお、両町は串良町・東串良町・吾平町とともに肝属東部ブロックに分類されています。



- 肝属東部ブロック「美しい町並みと躍動感や安らぎを感じることのできる地域づくり」
 - ① スポーツ・レクリエーションの振興
 - ② 地域ブランドの確立などによる農林水産業の振興
 - ③ 多様な居住空間の整備
 - ④ 美しい街並みの整備

3 鹿児島県総合計画

鹿児島県の総合計画である「21世紀新かごしま総合計画」（計画年度：平成13～22年度）において、本地域は「大隅地域」の中に分類されています。

「21世紀新かごしま総合計画」における大隅地域の振興の基本方向は次のとおりです。

- 大隅地域の振興の基本方向
大隅地域においては、東九州自動車道等の広域幹線交通網の整備と物流拠点の形成、新しいニーズにこたえる農林水産業と地域資源を生かした産業の振興、広域的な観光ルートの形成と国際交流の促進、魅力ある都市空間の創出による若者定住化の促進とふれあいとゆとりある快適環境づくりなどを進めます。

第1節 新まちの概況

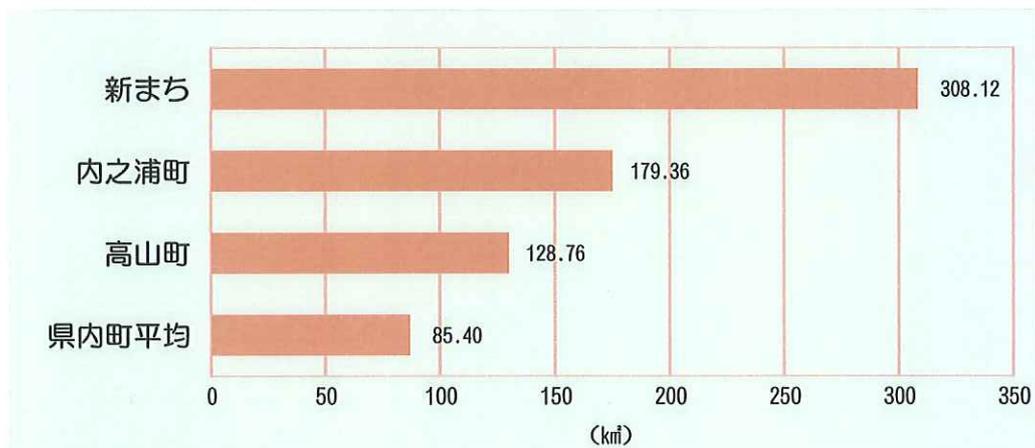
1 位置・地勢

新まちは本土最南端の大隅半島の南東部に位置し、中央部に国見山系を有し、北部は鹿屋市、串良町等に隣接し、笠野原台地（シラス台地）や肝属平野が広がっており、高隈山系や国見山系を源に発する肝属川が流れ、志布志湾に注ぎ込んでいます。東部はこの志布志湾や内之浦湾を含む太平洋の海岸線が続き、南西部は吾平町、田代町等に隣接し、美しい海岸線や豊富な森林に恵まれています。

2 面積

新まちの面積は、308.12km²となり、鹿児島県の総面積の約3.4%を占めています。現在の県内町平均85.40km²に対して約3.6倍の広さとなります。

図表 2-1：本地域の面積



資料：鹿児島県市町村要覧

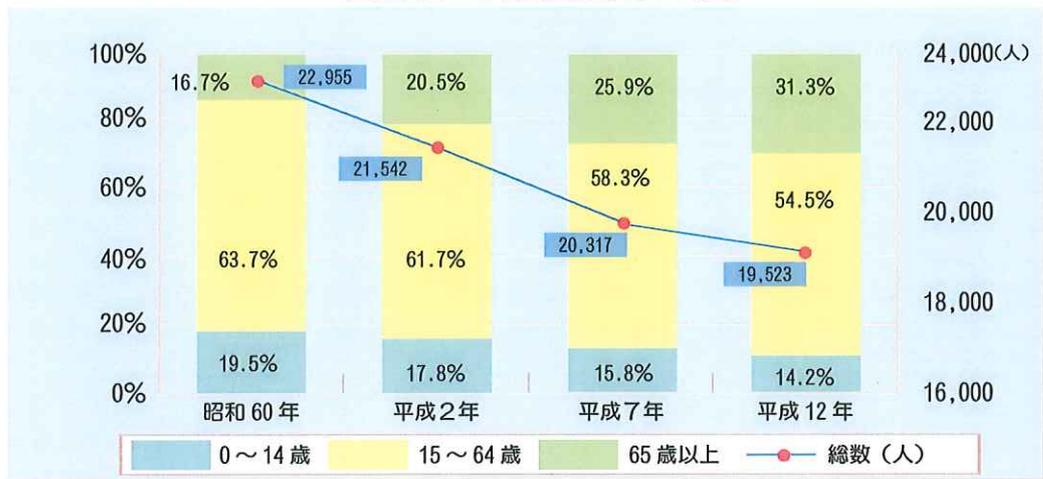
3 人口構造

新まちの人口は、平成12年国勢調査によると、19,523人であり、鹿児島県の総人口の約1.1%を占めています。昭和60年調査より毎回5%程度の割合で減少を続けており、15年間で約15%、3,432人減少しています。

年齢階層別の人口では、年少人口（0～14歳）が14.2%、生産年齢人口（15～64歳）が54.5%、老年人口（65歳以上）が31.3%となっています。昭和60年調査時と

比較すると年少人口は5.3ポイント減、老年人口は14.6ポイント増となり、鹿児島県全体の老年人口比率（22.6%）よりも高くなっています。

図表 2-2：年齢階層別人口の推移



資料：国勢調査（昭和60年～平成12年）

4 産業構造

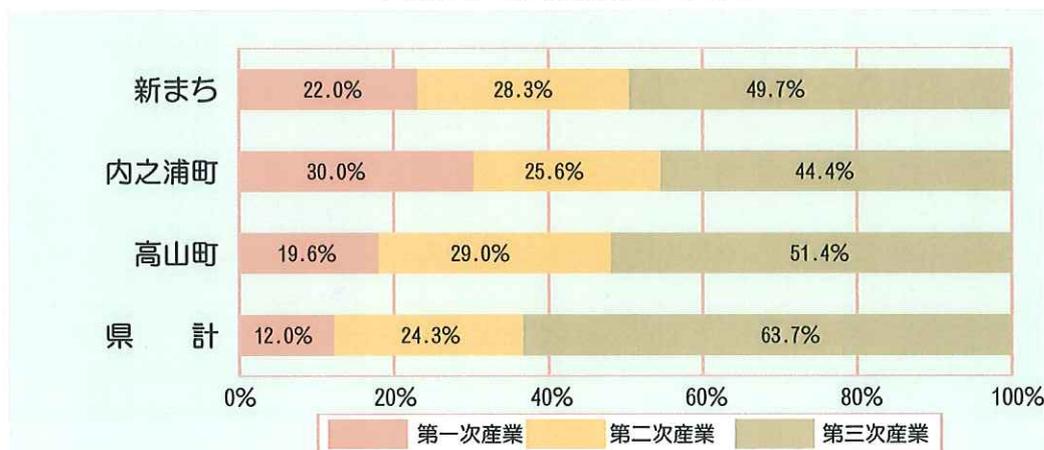
(1) 就業人口

新まちの就業人口の産業別割合は、第一次産業が22.0%（1,918人）、第二次産業が28.3%（2,462人）、第三次産業49.7%（4,333人）となっています。

鹿児島県全体と比較すると、第一次産業（県全体12.0%）及び第二次産業（同24.3%）の比率が高く、第三次産業（同63.7%）の比率が低くなっています。第一次産業の中では農業、第二次産業では建設業及び製造業、第三次産業ではサービス業の比率が高くなっています。

就業人口の比率をみると、第一次産業が減少、第二次産業は横ばい、第三次産業が増加の傾向にあります。

図表 2-3：産業別就業人口比率



資料：国勢調査（平成12年）

図表 2-4：産業別就業人口の推移

| | 第一次産業 | | 第二次産業 | | 第三次産業 | | 就業者総数 |
|---------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|---------|
| | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | |
| 昭和 60 年 | 4,296人 | 39.1% | 2,358人 | 21.4% | 4,346人 | 39.5% | 11,000人 |
| 平成 2 年 | 3,237人 | 32.3% | 2,597人 | 25.9% | 4,191人 | 41.8% | 10,025人 |
| 平成 7 年 | 2,495人 | 26.3% | 2,620人 | 27.6% | 4,373人 | 46.1% | 9,488人 |
| 平成 12 年 | 1,918人 | 22.0% | 2,462人 | 28.3% | 4,333人 | 49.7% | 8,713人 |

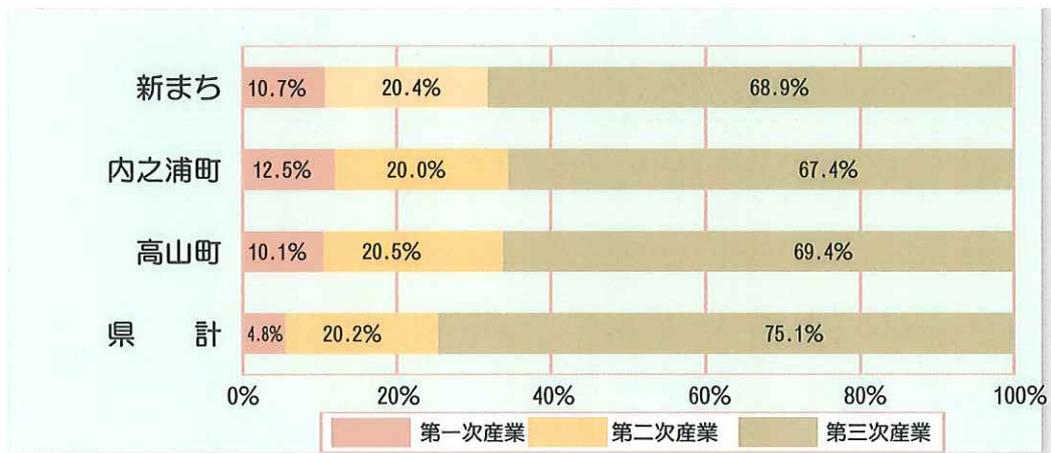
資料：国勢調査（昭和 60 年～平成 12 年）

(2) 市町村内総生産

市町村内総生産額の産業別割合は、第一次産業が10.7%、第二次産業が20.4%、第三次産業が68.9%となっています。

鹿児島県全体と比較すると、第一次産業（県全体4.8%）の比率が高く、第二次産業（同20.2%）がほぼ同じで、第三次産業（同75.1%）の比率が低くなっています。

図表 2-5：市町村内総生産額の構成比率



資料：平成 13 年度市町村民所得推計報告書

図表 2-6：本地域の市町村内総生産額

(単位：百万円、%)

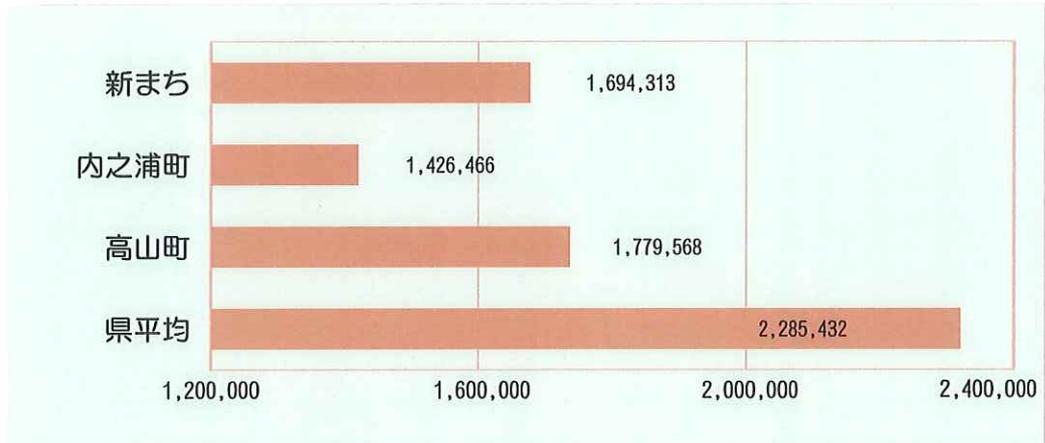
| | 第一次産業 | | 第二次産業 | | 第三次産業 | | 計 |
|------|---------|-------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|
| | 金額 | 割合 | 金額 | 割合 | 金額 | 割合 | |
| 新まち | 4,963 | 10.7% | 9,457 | 20.4% | 31,965 | 68.9% | 46,385 |
| 内之浦町 | 1,514 | 12.5% | 2,415 | 20.0% | 8,138 | 67.4% | 12,067 |
| 高山町 | 3,449 | 10.1% | 7,042 | 20.5% | 23,827 | 69.4% | 34,318 |
| 県 計 | 265,056 | 4.8% | 1,119,971 | 20.2% | 4,170,934 | 75.1% | 5,555,961 |

資料：平成 13 年度市町村民所得推計報告書

(3) 人口1人当たり市町村民所得

人口1人当たりの市町村民所得は、本地域平均で約169万円であり、県平均を約26%下回っています。

図表 2-7：人口1人当たりの市町村民所得



資料：平成 13 年度市町村民所得推計

第2節 新まちの特性と課題

(1) 新まちの特性

■ 「海」「山」「大地」の多様な空間

新まちは、志布志湾南部から広瀬川が注ぐ内之浦湾岸、そして太平洋に面した黒潮洗う大浦に至る海岸線、国見岳・黒尊岳・甫与志岳の連なる肝属山地、肝属川流域及び高山川下流域を中心とした平野部と多様な地理的特性があり、それぞれに美しい自然景観が広がっています。

■ 特色ある農林水産業

本地域は、多様な地理的特性に応じた特色ある農林水産業が営まれており、農業においては、山間部で品質に定評のある果樹（たんかん、ポンカン等柑橘類他）を中心とした園芸農業が営まれ、平野部ではさつまいもやきゅうり、超早場米として早期水稻が生産されています。

畜産業においては、鹿児島県ブランド指定を受けている黒牛(高山産鹿児島黒牛)・黒豚や飼育方法に工夫を凝らした銘柄豚（高山産茶美豚）などがあり、県外への出荷も行われています。

林業では、スギ・ヒノキなどの木材の生産が行われており、大断面集成材などの高次加工も行われています。

水産業では、定置網・刺網・一本釣などの沿岸漁業が主で、沖合でも中型まき網漁業が操業しており、あじ・さば・いわし類の水揚げが行われています。また、ぶり・かんぱちなどの養殖漁業も営まれており、大隅地域の中核漁業基地として重要な地位を占めています。

■ 多様な資産と充実した施設

塚崎古墳群などの太古のロマンを偲ばせる資産や国指定重要文化財の二階堂家住宅や流鏑馬などの伝統資産や国指定天然記念物のソテツ自生地、稲尾岳、塚崎の大クス等の自然資産だけでなく、近代的な様相を呈する宇宙空間観測所などの施設を併せ持つ特性があります。

また、高山温泉ドーム、高山やぶさめ館、コスモピア内之浦、湯ノ谷温泉などの交流施設や叶岳ふれあいの森公園、やぶさめの里総合公園などのレクリエーション施設が充実しており、地域内外の交流の拠点となっています。

■ 教育を重んじる風土

本地域では伝統に根ざし郷土愛を育む学校教育や生涯を通じた体育活動が盛んで、教育を重んじる風土があります。

また、高山准看護学校については、准看護師として必要な知識と技術を習得させ、医療福祉機関へ多数輩出するなど、地域医療に貢献しています。

(2) 新まちの課題

■ 過疎化・少子高齢化の進行

社会情勢各般の理由から若年層を中心とした人口の減少を招き、高齢化率の伸びは著しいものとなっています。本地域においては、県全体の22.6%よりも8.7ポイント高い31.3%の高齢化率となっており、2町ともに、「過疎地域自立促進特別措置法」に基づく過疎地域に指定されています。

この高齢化率については、今後も上昇することが見込まれており、地域活力や集落機能の低下が懸念されます。そのため、保健・福祉・医療等の細やかな対応と、福祉活動等に対する民間支援を強化し、少子高齢社会に即応できる社会基盤や支援体制を構築することが重要な課題となります。

■ 交通体系の整備促進

本地域の交通体系は、国見トンネルの開通や国道448号及び220号など、幹線道路の整備により、大きく改善されてきました。

しかしながら、新まちの南部に位置し、大きな集落である岸良地区については、高山町と歴史的にも関わりが深いとされるものの、連絡道である県道岸良高山線に未改良区間が残っており、早急な改良が望まれます。

交通体系については、今後も更なる整備を促進するとともに、東九州自動車道や広域農道などへの効果的な接続を図り、鹿屋方面、志布志港、鹿児島空港などとの連絡を向上させる必要があります。

また、救急・防災面からも地域内道路網の整備や交通安全機能の充実に努め、併せて、高齢社会の進展に対応した安心・快適な公共交通サービスの確保が重要となります。

■ 産業の活性化

本地域の主要産業である農林水産業を取り巻く情勢は、輸入品の増加や国内における産地間競争の激化、そして従事者の高齢化と担い手の不足などにより大変厳しい状況におかれています。このため、関係機関と連携し、地域の特性を生かせる基盤整備事業や生産性の高い産地育成対策事業、そして担い手育成等に係る各種施策

を積極的に講じ、足腰の強い経営体を育成する必要があります。

また、地域の雇用にとって重要な商工業についても、東九州自動車道の整備により流通の拡大や時間短縮が望めるため、企業の誘致、既存の立地企業や地場産業の育成強化を積極的に進める必要があります。さらに、これまでは十分に活かしきれていなかった観光資源の一体的な利活用を推進し、観光産業を確立することが求められます。

■ 環境保全への取組

近年、日常生活や社会活動を営むうえで環境保全と経済活動との調和が課題として厳しく問われる時代となっており、改めて森林や海洋のもつ様々な機能が見直されています。

本地域は、学術的にも価値が高いとされている南西部の照葉樹林地帯に代表される広大な森林や太平洋に面した長い海岸線など、特徴ある豊かな自然環境を有しています。今後、公益的機能と経済機能を維持しながら、後生にその美しい自然を引き継ぐために、町土の保全や水資源の涵養など、積極的な保全・整備に取り組む必要があります。

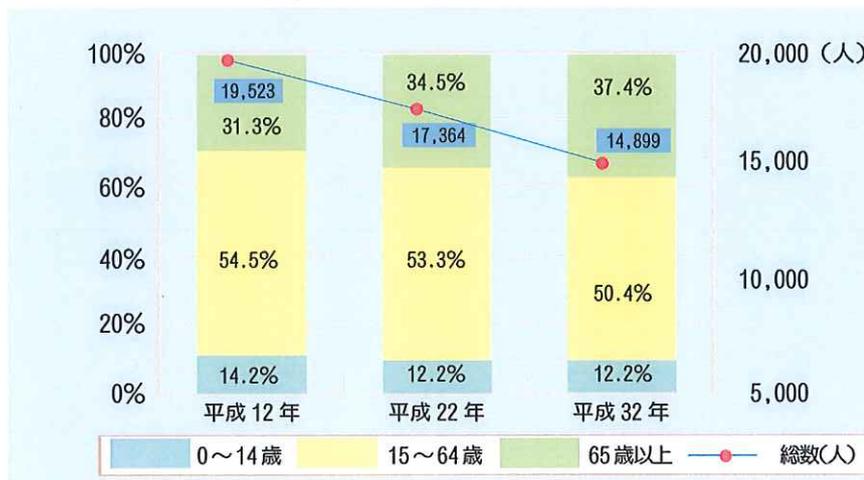
第3章 主要指標の見通し

第1節 人口

新まちの将来推計人口は、平成22年が17,364人、平成32年が14,899人と推計され、今後も減少傾向になると予測されます。平成12年国勢調査時と比較すると、平成22年は11.1%の減、平成32年は23.7%の減になると予測されます。

年齢階層別構成比率の推移は、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は減少、老年人口（65歳以上）は増加すると予測され、少子高齢化が進むものと予測されます。

図表 3-1：将来推計人口の推移



図表 3-2：階層別将来推計人口

(単位：人)

| | 平成12年 | | | | 平成22年 | | | | 平成32年 | | | |
|------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|
| | 0～14歳 | 15～64歳 | 65歳～ | 合計 | 0～14歳 | 15～64歳 | 65歳～ | 合計 | 0～14歳 | 15～64歳 | 65歳～ | 合計 |
| 新まち | 2,773 | 10,634 | 6,116 | 19,523 | 2,113 | 9,260 | 5,991 | 17,364 | 1,819 | 7,509 | 5,571 | 14,899 |
| 内之浦町 | 566 | 2,456 | 1,764 | 4,786 | 322 | 1,900 | 1,659 | 3,881 | 208 | 1,405 | 1,340 | 2,953 |
| 高山町 | 2,207 | 8,178 | 4,352 | 14,737 | 1,791 | 7,360 | 4,332 | 13,483 | 1,611 | 6,104 | 4,231 | 11,946 |

第4章 新しいまちづくりの基本方針

第1節 新まちの将来像

1 まちづくりの基本理念

地方分権が進む中で、これからの新しいまちづくりにおいては、地域住民自らの主体性と自己責任に基づく地域づくりが求められています。そのためには、地域が自らの持つ地域資源を再確認し、その可能性を最大限に生かす取り組みが重要になると同時に、人々の生活様式や価値観、経済環境の変化など、地域づくりを取り巻く様々な環境に対応した取り組みも必要となります。

一方で、合併は地域を変える大きなチャンスであり、合併を機に農林水産業を中心とする産業のさらなる発展による雇用の場の創設・拡充を図るとともに、居住環境の整備や保健福祉サービスの充実など、健康で安心した暮らしを営める地域環境の整備に向けた取り組みを進めることにより、本地域の抱える重要課題である過疎化・少子高齢化への対応を図ることも重要であると考えられます。

こうしたことから、内之浦町と高山町の持つ潜在能力を十分に考慮するとともに、環境問題の深刻化や健康意識の高まりなどの社会環境の様々な変化を踏まえ、新しいまちづくりの基本的な姿勢として、「地域の中で住民がお互いの価値観と人権を尊重し合い、すべての人が自立した生活者として自覚を持ち、住民、行政の相互の信頼関係に基づいた協働によるまちづくりを進める」こととし、『人と地域の個性が輝く、創造と協働^(注3)のまちづくり』を基本理念として掲げます。

【まちづくりの基本理念】
人と地域の個性が輝く、
創造と協働^(注3)のまちづくり

(注3) 協働とは、協同して働くこと。ここでは、いろいろな立場の住民と行政とが、対等なパートナーとしてお互いを尊重し合い、適切な役割分担のもとに責任を共有し合いながら、協力して行動してゆくことをいいます。

2 新まちの将来像

『人と地域の個性が輝く、創造と協働のまちづくり』を、新まちの基本理念として掲げつつ、新まちの目指すべき将来像として、次の3つのまちを目指します。

(1) 健やかで安心して生活できる『安心のまち』

新まちは、面積が広く山間部に集落が点在することや、高齢化等により身近な範囲での利便性の高い生活が求められることなどから、住み慣れた地域において、健康で安心して暮らすことのできる地域社会の構築を進めていくことが必要です。また、環境に配慮したライフスタイルが定着してきている中で、新まちの有する貴重な自然環境を、後世に引き継いでいく取り組みも重要です。

そのためには、日常生活圏における保健・医療・福祉体制の充実を図るとともに、新まち内を基本とした地域内循環バスの運行など、住民にとって利便性が高く、安心して生活できる地域社会の構築を進めます。また、風力発電の活用や河川浄化運動の展開など環境に配慮したまちづくりを進めながら、自然体験を通じた学習を重視し、環境にやさしいライフスタイルの構築を目指します。

このようなことから、新まちの将来像のひとつとして、「健やかで安心して生活できる『安心のまち』」を掲げます。

(2) 第一次産業を中心とした産業が発展する『食のまち』

新まちの基幹産業は、稲作、さつまいも等の土地利用型農業、施設園芸、畜産、林業、漁業といった第一次産業であり、評価の高い農林産物供給基地及び内之浦湾をはじめとした新鮮な魚介類の供給基地が形成されています。

新まちにおいては、これらの地域産業を活性化させるための様々な施策を実施するなど、地域としての雇用吸収力の向上や地域経済の発展を目指した取り組みを進め、自立性の高いまちづくりを展開していくことが重要です。

そのために、ブランド力の育成による農林水産物の高付加価値化を図るとともに、品質の向上や産地拡大等生産力向上に向けた取り組みを進めます。また、農林水産物の加工・商品化を進めるとともに、域内・域外流通体制の強化を図り、力強い農林水産業の確立を目指します。さらに、グリーン・ツーリズム(注4)の展開などによる農林水産業と観光との連携による新しい観光形態の創出や農林水産業から派生する新産業の育成等に努めます。

このようなことから、新まちの将来像のひとつとして、「第一次産業を中心とした産業が発展する『食のまち』」を掲げます。

(注4) グリーン・ツーリズムとは、主に都市住民が豊かな自然や美しい景観を有する農山村を訪れ、様々な交流や体験を通じて楽しむ余暇活動を指しています。

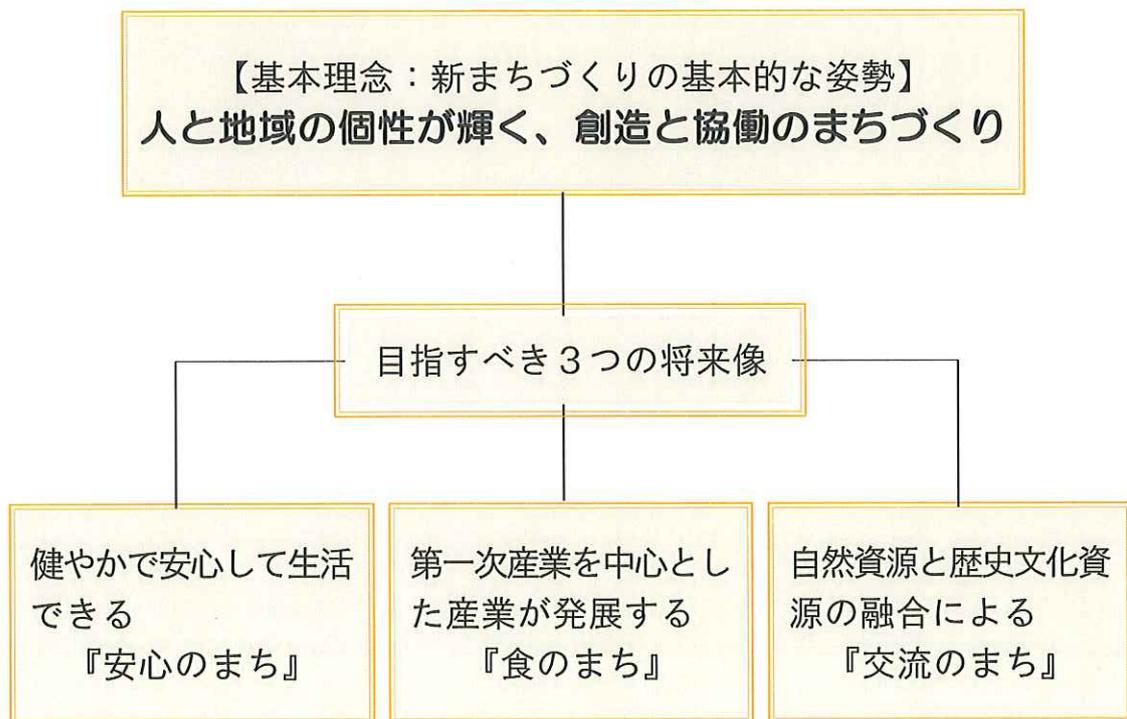
(3) 自然資源と歴史文化資源の融合による『交流のまち』

新まちは、大隅半島の中核的な都市である鹿屋市等に隣接し、東部は太平洋に面した美しく長い海岸線を有しています。また、温暖な気候や豊かな自然環境に恵まれ、塚崎古墳群や二階堂家住宅をはじめとした史跡、流鏝馬まつりやドヤドヤサー等の伝統行事、その他各地域で実施されているイベント等の文化資源も豊富に有しています。さらに、宇宙空間観測所等は地域のシンボリックな存在として知名度の向上につながっています。近年では、やぶさめの里総合公園、叶岳ふれあいの森等のレクリエーション施設等が整備されており、スポーツ・レクリエーションを通じた広域的な交流が期待されています。

新まちにおいては、これらの自然資源や歴史文化資源、各種交流施設を組み合わせながら、融合による相乗効果を発揮することによって、さらなる交流人口の拡大を図っていく必要があります。

そのためには、それぞれの資源の魅力向上のための取り組みを進めるとともに、相互利用の仕組みや資源・施設間のネットワーク化を図り、滞在型観光の拡充を目指します。また、資源・施設のみでなく、それぞれを結ぶ道路や街並みなどを含め、新まち全体が自然や歴史文化を実感できる景観や雰囲気具备了地域としての整備を進めます。さらに、新まちの魅力を、地域内外に効果的に情報発信していく体制づくりに努めます。

このようなことから、新まちの将来像のひとつとして、「自然資源と歴史文化資源の融合による『交流のまち』」を掲げます。



第2節 分野別基本方針

基本理念に基づきながら、3つの将来像の実現に向け、分野別の基本方針を次のようにまとめました。

1 産業の振興

～地域資源の融合により、新たな活力を創生するまちづくり～

新まちは、広大な大地や多くの資源を有する森林、美しい海などの自然環境に恵まれ、それらに根ざした産業が展開しています。しかし、社会経済情勢の変化等による国際競争力の低下、人口の流出や少子高齢化の進行による後継者不足など、地域社会の健全な発展を図る上で様々な課題を抱えています。

これらの課題を克服するためには、農林水産業のさらなる付加価値の向上に対する取り組みを進めるとともに、関係機関と連携した新しい流通体系の構築などを進めることが必要です。また、「安心・安全」といった消費者ニーズへの対応、環境保全に十分配慮した農林水産業の展開、「地産地消」の推進なども重要です。

商工業については、情報化投資や経営革新、経営基盤の強化等の生産性向上に向けた取り組みに対する支援を行うとともに、農林水産業と一体となった取り組みを進めることが必要です。

さらに、観光については、海、山などの豊かな自然環境や歴史・文化等を満喫できるような、地域を体感できる観光への転換が求められているとともに、農林水産業との連携など、観光メニューを提供するための体制づくりが重要となります。

このような取り組みを進め、自立的に発展する地域産業の振興を図り、「地域資源の融合により、新たな活力を創生するまちづくり」を目指します。

- 生産基盤の整備、後継者対策や指導體制の強化、産地の広域化などに取り組み、生産力の強化を図るとともに、関係機関と連携した新たな流通・物流体制の確立や産地イメージの形成などによるブランド化の育成を図り、農林水産品等の付加価値の向上に努めます。
- 「安心・安全」といった消費者ニーズへの対応、環境保全に十分配慮した農林水産業の展開、「地産地消」などを推進します。
- 恵まれた自然環境と歴史・文化、農林水産資源を組み合わせた体験型・滞在型観光を進めるとともに、交流促進事業などのソフト事業に取り組みます。

2 社会基盤の整備

～利便性が高く、機能的なまちづくり～

新まちが着実に発展していくためには、住民生活や産業振興の基盤となる社会基盤の整備を進めていくことが重要です。

そのため、道路・交通網については、産業活動を支える重要な基盤であると同時に、住民生活を支える基盤でもあり、特に、新まちにおける道路・交通網の整備は、周辺部への配慮や住民の一体感の醸成に向けた交流、円滑な移動の実現をめざした整備を進める必要があります。また、河川や海岸等については、住民の安全性確保の観点から整備を進めるとともに、自然に親しみ憩える快適な水辺空間の構築を図ることが必要です。

さらに、市街地については、住民の日常的な買い物や交流の場としてだけでなく、観光・レジャーの拠点としても重要な役割を持っており、歴史的な街並みの整備をはじめとした、まちの顔となる魅力ある空間の整備を進める必要があります。情報通信基盤については、住民生活や産



業に不可欠な基盤となっていることから、その効果的な整備を進める必要があります。

このような取り組みを進めていくことで、新まちの住民生活や産業の発展を支える社会基盤の整備を図り、「利便性が高く、機能的なまちづくり」を目指します。

- 東九州自動車道へのアクセス道路の整備など域外との交流を支える道路整備を進めるとともに、住民の一体感の醸成に向けた交流や円滑な移動の実現を目指した幹線道路の整備促進や周辺部に配慮した生活道路の整備を図り、新まちの均衡ある発展を支える基盤整備を進めます。
- 河川や海岸等については、住民の安全性の確保という観点から治水機能の強化を図るとともに、港湾に係る採石積出の機能拡充等を進めます。また、自然に親しみ憩える快適な水辺空間の整備を図ります。
- 住民が利用しやすい商業空間としての市街地の整備を進めるとともに、歴史的な街並みづくりに努めます。

3 健康・福祉の充実

～地域一体となって支え合う健やかで安心なまちづくり～

少子高齢化の進行や健康への関心が高まる中で、地域のすべての住民が、健康で自立した生活を送ることのできるまちづくりを進める必要があります。

そのため、健康づくり・地域医療については、住民が日常生活圏の中でサービスを受けられる体制を構築することで、日常の生活の中で適度な運動や栄養管理など健康に対する活動が可能となるような体制づくりを進める必要があります。また、社会福祉については、地域で子育てを支援する仕組みを構築するとともに、障害者が健常者と同様に、地域社会の中で活躍できる環境づくりを進めることが重要となります。さらに、高齢者福祉については、在宅を中心とする介護体制の確立を図ると同時に、介護を必要としない健康な高齢者で満ちあふれた社会づくりを進める必要があります。



このような取り組みを進めていくことで、子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、すべての人が同じ社会の一員として普通に活動し、安心して暮らせるよう、「地域一体となって支え合う健やかで安心なまちづくり」を目指します。

- 健康づくり・地域医療については、健康づくりの拠点施設を整備するとともに、保健予防対策の積極的な推進など、日常的な健康づくりを進める体制づくりを進めます。また、地域医療の核となる医療施設については、さらなる充実を図ります。
- 子育てを地域全体で支える体制を構築するために、地域での子育て・保育サービスの充実を図るとともに、子育て支援サポーターなどの人材・地区組織の育成や放課後児童支援の実施などを進めます。また、障害者を含むすべての住民が、等しく地域社会で活躍する環境づくりを進めるための各種障害者福祉施策の充実を図ります。
- 介護予防に関する事業を重点的に進めるとともに、在宅介護を支える高齢者福祉の充実強化を図ります。

4 生活環境の整備

～自然が豊かで落ち着いて暮らせる、ゆとりあるまちづくり～

新まちは、海・森林・河川等の自然環境に恵まれており、これらの自然環境は新まちの住民生活や産業等に大きく貢献しています。一方で、水質の汚染や海洋資源の減少等の環境問題が大きな課題となっており、生活環境の整備や産業の振興など様々な場面で、環境を意識した施策展開が必要となります。

そのため、環境と共生する生活様式づくりを目指すとともに、自然環境保全に向けた取り組みを強化することが必要です。また、住民生活や農業を支える良質な水の安定供給を図るとともに、水質の安全性確保にも十分に配慮していくことが必要となります。

さらに、今後も過疎化・少子高齢化が予想される中で、定住人口の維持・拡大を目指し、多自然型の居住空間の整備など、それぞれの地域環境に応じた住宅の整備を進めていくことが必要です。

また、住民の防災意識の高揚を図り、国・県及び住民一体となった防災体制の充実強化に努めることが必要です。

このような取り組みを進めていくことで、地域特性のひとつである自然の豊かさを活用し、利便性、文化性、快適性の高い生活環境の確保を図り、「自然が豊かで落ち着いて暮らせる、ゆとりあるまちづくり」を目指します。



- 海・山・川などの美しい自然環境を保全し、地域の財産として後世に引き継いでいくために、北部の志布志湾から東部の内之浦湾及び南部の太平洋岸、国見山系、高山川・肝属川などの自然環境の保全を強化していくとともに、環境に優しい自然エネルギーの導入を進めます。
- 住民生活や農業を支える良質な水の安定供給を図るとともに、水質の安全性の確保、効果的な供給体制の構築を図ります。また、合併処理浄化槽の設置や集落排水事業など、地域の実情に応じた生活排水処理対策を進めます。
- 定住人口の維持・拡大のために、地域ごとの住宅等に関するニーズを勘案して、定住促進住宅や公営住宅の整備、公園・緑地などの整備を進めていきます。

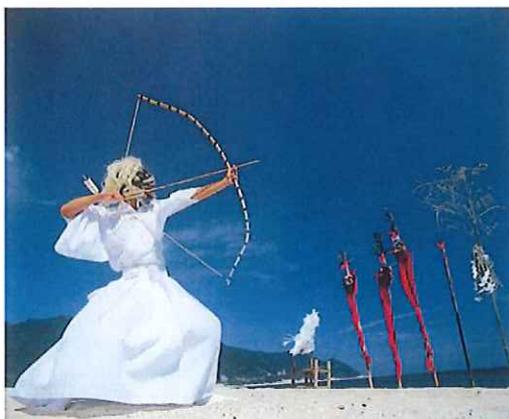
5 教育・文化の振興

～生きがいと心豊かな人材、伝統と文化を育むまちづくり～

所得水準の向上や余暇時間の増大などに伴い、それぞれの年代において、教育に対する多様なニーズが拡大していくものと予想されます。このような中で、住民の誰もが、いつでも、どこでも学習できる機会を提供するとともに、そのニーズに応じた生涯学習の体制づくりを構築していくことが必要です。

そのため、学校教育では、確かな学力や豊かな人間性、健康や体力などの「生きる力」を備えた児童生徒の育成を図るとともに、時代の要請に対応した学校施設等の整備を進めていくことが必要です。また、住民の誰でも・いつでも・どこでも学び、かつその成果を活かすことのできる生涯学習社会の実現を図るとともに、学校や公民館など生涯学習の拠点となる施設・設備を充実することも重要となります。さらに、郷土の歴史・文化の学習や様々な文化活動などを気軽に実践できる環境づくりを進め、郷土愛の向上に努めることが必要です。

このような取り組みを進めていくことで、次世代を担う人材の育成を図るとともに、生涯を通じて学習できる文化的な地域社会づくりを進め、「生きがいと心豊かな人材、伝統と文化を育むまちづくり」を目指します。



- 確かな学力や豊かな人間性、健康や体力などの「生きる力」を備えた児童生徒の育成を図るために、新まちの特色を生かした学校教育の充実を図ります。また、情報化や国際化など時代の要請に対応した学校施設等の整備を進め、個性と創造力を育む学校教育の充実を図ります。
- 学校や公民館など生涯学習の拠点となる施設・設備を充実するとともに、学習メニューの多様化、高度化を図り、いつでも、どこでも学び、その成果を活かすことのできる生涯学習社会の実現を図ります。
- 地域の伝統芸能や歴史資源を活かして、人材の育成や地域文化の継承と創造を図ります。

6 住民参画・交流の充実

～地域が核となり、協働型社会を実現するまちづくり～

地方分権時代の到来により、地域のことは地域で考え実践する社会を構築していくことが求められており、また、合併によって周辺部が寂れてしまうという懸念を取り除くためにも、地域ぐるみの連帯感の醸成などコミュニティ活動の活性化が必要です。

そのため、地域主体のコミュニティ活動を進める母体となる組織の充実、強化を図るとともに、活動への多方面からの支援を図ることが必要です。また、住民参画(注5)型のまちづくりを実践していくためには、積極的な情報公開を進めていくことが必要です。さらに、合併によって、住民の利便性の低下や地域活性化への取り組みの停滞を招かないような行政体制の構築が必要です。

このような取り組みを進めていくことで、住民が主体的にまちづくりに参画する仕組みをつくり、地域のことは地域で考え、実践する自立社会の構築を図り、



「地域が核となり、協働型社会を実現するまちづくり」を目指します。

- 住民が暮らしやすい良好な生活基盤の確立のもとに、住民自治活動に対する支援の充実や活動を支えるリーダーの育成に努め、住民が主体的にまちづくりに参加できる仕組みづくりを進めます。また、公民館などコミュニティ施設の整備充実を進めます。
- 住民と行政の情報の共有化を図るとともに、行政による地域振興部門の設置及びコミュニティ活動の支援による自治活動の強化を進めます。
- 地域住民一人ひとりの声がまちづくりに活かされるよう町政への参画機会の充実を図るとともに、行政との協働の仕組みづくりを進めます。
- 自立し相互に協力しあう男女共同参画社会の実現を図るとともに、地域間交流や国際交流をはじめとした積極的な交流活動を促進します。

(注5) 参画とは、計画(の立案)に加わること。ここでは、住民と行政が、対等の立場で課題等への取り組み方策の協議を行い、決定事項の責任ある実行をめざすことをいいます。

第3節 土地利用等

新まちの面積は約308.12k㎡と広大で、面積の約70%を占める山間部と宅地や農地が集中している平坦部とで構成されています。

土地は住民生活や社会的・経済的な活動を営むうえで、重要な共通基盤です。新まちにあたっては、自然的、社会的、経済的及び文化的な諸条件に十分配慮し、長期的展望に基づき、適正かつ合理的な土地利用に努めるものとします。



第4節 地域別整備の方針

新まち全体が合併による効果を発揮しつつ、地域バランスの取れた均衡ある発展を実現できるよう、それぞれの地勢・産業・歴史・文化等の地域特性に配慮しつつ整備を進めていきます。

以下では、新まちの都市構造について、軸整備及びゾーン整備について基本的方向を整理しています。

1 軸整備の基本的方向

(1) 広域交流軸

東九州自動車道、国道220号・448号、広域農道等に係る道路交通網を広域交流軸と位置づけ、日常生活面での鹿屋方面、流通関係面での志布志方面、観光連携面での南隅方面といった広域的な交流連携を図ります。



- ・東九州自動車道の早期整備促進及び接続の向上
- ・国道220号・448号や広域農道等の整備促進
- ・鹿屋方面、志布志方面、南隅方面との接続の向上

(2) 地域連携軸

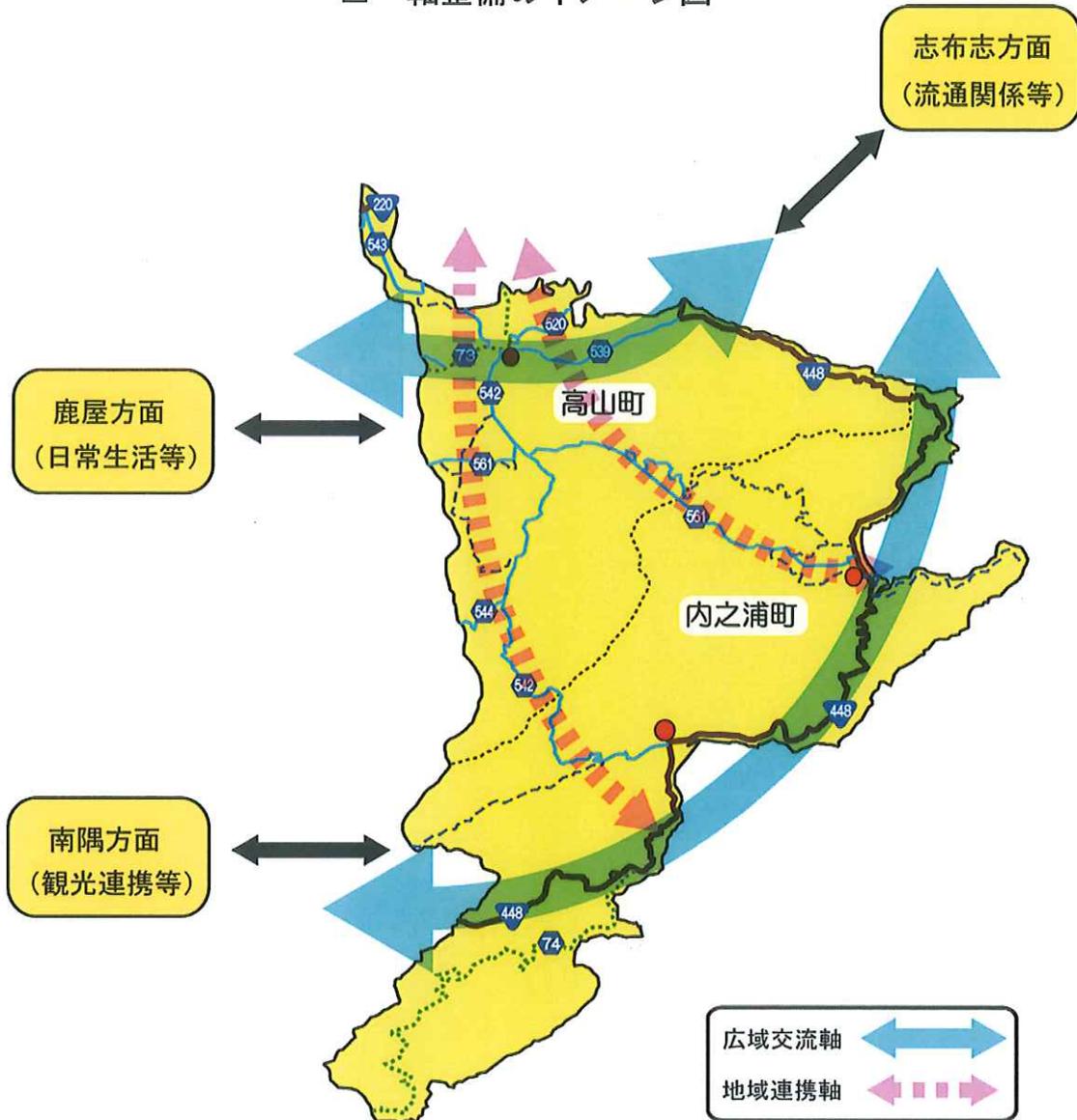
地域間や主要施設間等を結ぶ道路交通網を地域連携軸と位置づけ、新まちの一体性の向上や住民生活の利便性の向上等を図ります。

また、周辺部となる地域へ十分配慮した取組等を進めます。

- ・地域間及び主要施設間の幹線道路の整備促進
(県道岸良高山線、県道神之川内之浦線、
県道高山吾平線、県道永吉高山線など)
- ・周辺部に配慮した生活道路及び橋梁等の整備
- ・情報通信網の整備や地域特性を活かした街並み保全



■ 軸整備のイメージ図



■ 地域内の道路地図

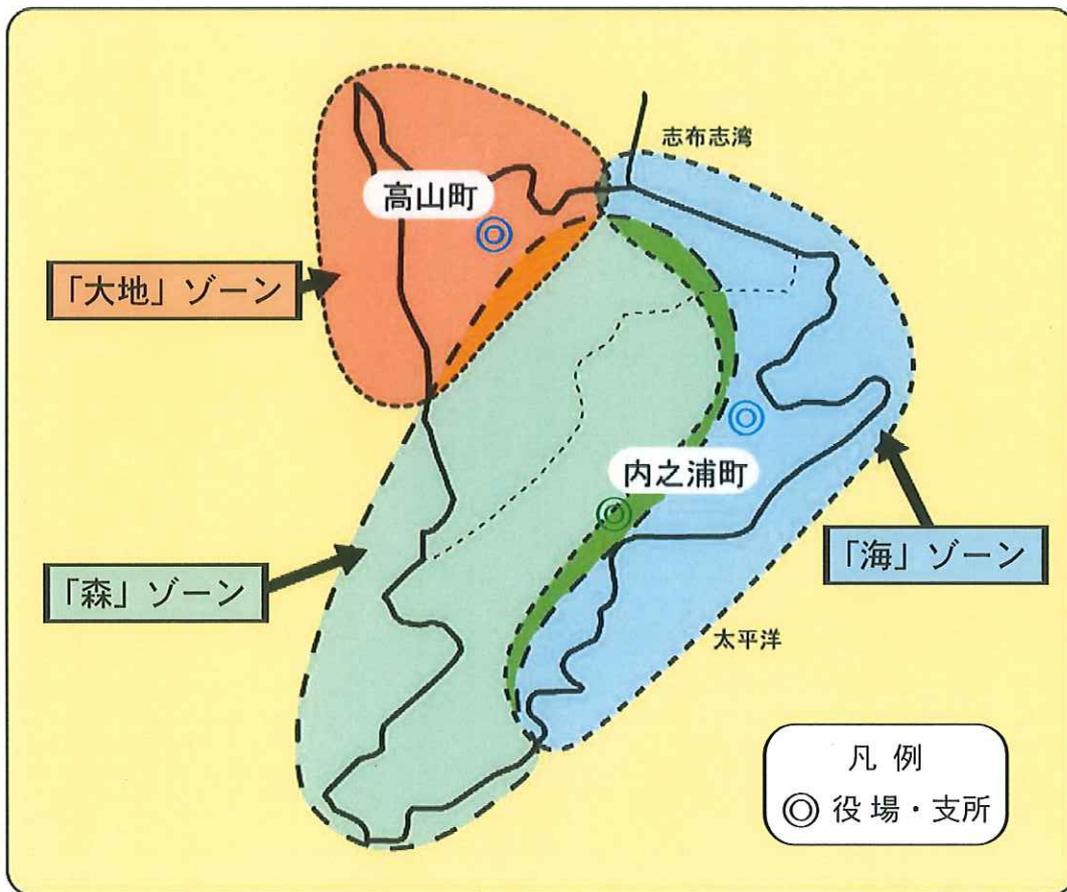


| | | |
|-----|---|--|
| 国 道 | 国道 220 号、国道 448 号 | |
| 県 道 | 県道 73 号 (鹿屋高山串良線) 県道 74 号 (内之浦佐多線) 県道 520 号 (永吉高山線) 県道 539 号 (高山吾平線) | 県道 542 号 (岸良高山線) 県道 543 号 (大隅高山停車場線) 県道 544 号 (折生野神野吾平線) 県道 561 号 (神之川内之浦線) |

2 ゾーン整備の基本的方向

ゾーン整備においては、基本方向として以下の「大地」、「海」、「森」の三つのゾーンに分けた上で重点的な役割を位置づけ、さらにそれぞれの潜在力を引き出すことで、新まち躍動の推進力として展開していきます。

■ ゾーン整備のイメージ図



(1) 「大地」ゾーン（高山の農業及び商工業集積地域）

基本的方向：「躍動感あふれる産業と魅力ある都市機能が集積したまちの形成」

「大地」ゾーンには、国道220号、主要県道、広域農道等の道路網が張り巡らされた広域交通の要衝であり、農畜産業、商工業、医療機関、教育施設等の集積がみられる地域です。

また、近年、定住化促進事業も進められるなど、新しい市街地形成の装いを見せており、新まちの玄関口としての役割が期待されます。

「大地ゾーン」の主な振興方向は以下のとおりです。

■ 振興方向

- ・東九州自動車道の早期整備及び基幹道路の整備を促進します。
- ・農業生産基盤の整備を図るとともに流通・販売面での強化を図ります。
- ・安定した就労の場の確保に努めるとともに、充実した都市基盤の整備や賑わいのある街並みづくりを進めます。
- ・少子高齢化対策や若者定住促進のための各種施策を推進するとともに、スポーツ・レクリエーション等による交流人口増加に向けた基盤整備を進めます。
- ・治水機能や利水機能との調和を図りながら、生活に密着した河川の整備を進めます。



(2) 「海」ゾーン（内之浦、高山の海洋に面した地域）

基本的方向：「海、山、銀河を抱く、『海洋性リゾートのまち』の形成」

「海」ゾーンは、北部の志布志湾から東部の内之浦湾、南部の太平洋岸に至るまで海洋資源豊かな地域です。

近年、国見トンネルの開通により、これまで以上に交通利便性が高まり、地域の可能性や魅力が向上しつつあるといえます。

このようなことから、地域内に点在する歴史・文化資源等と連携させつつ、「海」を活用した観光や海洋性レクリエーション等の拠点としての役割が期待されます。

「海ゾーン」の主な振興方向は以下のとおりです。

■ 振興方向

- ・ 観光振興や交流拡大に資する国道448号、県道岸良高山線及び神之川内之浦線並びに内之浦佐多線等の道路整備を促進します。
- ・ 施設整備による水産業の活性化や豊かな自然を活用したレクリエーションゾーンの形成を図ります。



(3) 「森」ゾーン（内之浦、高山の山間部を含む地域）

基本的方向：「自然との共生、活用による『環境共生のまち』形成」

「森」ゾーンは、国見岳、黒尊岳、甫与志岳等を有する自然豊かで貴重な動植物の生息する地域であるとともに、登山ツアーも行われるなど人と自然の共生を実践している地域でもあります。

近年、両町の境で自然エネルギーを活かした風力発電の立地可能性の検討も行われており、農林業等の地場産業だけでなく、エコロジー産業（注6）等の新たな産業の振興も期待されます。

また、環境学習による自然とのふれあい、マイナスイオン豊富な癒し空間の創出・提供等による交流人口の拡大も期待されます。

「森ゾーン」の主な振興方向は以下のとおりです。

■ 振興方向

- ・農林産物の流通や地域内接続の向上に資する道路整備を進めます。
- ・中部畑かん施設の整備、担い手確保対策、農林産物の高付加価値化、地材地建の推進等による地場産業の活性化を図るとともに、自然エネルギー等を活かした新たな産業振興を図ります。
- ・豊かな自然や歴史・文化等の資源を有効活用し、環境学習の拠点づくりや癒しの空間づくり、スポーツ・レクリエーションの振興等による交流人口の拡大に努めます。

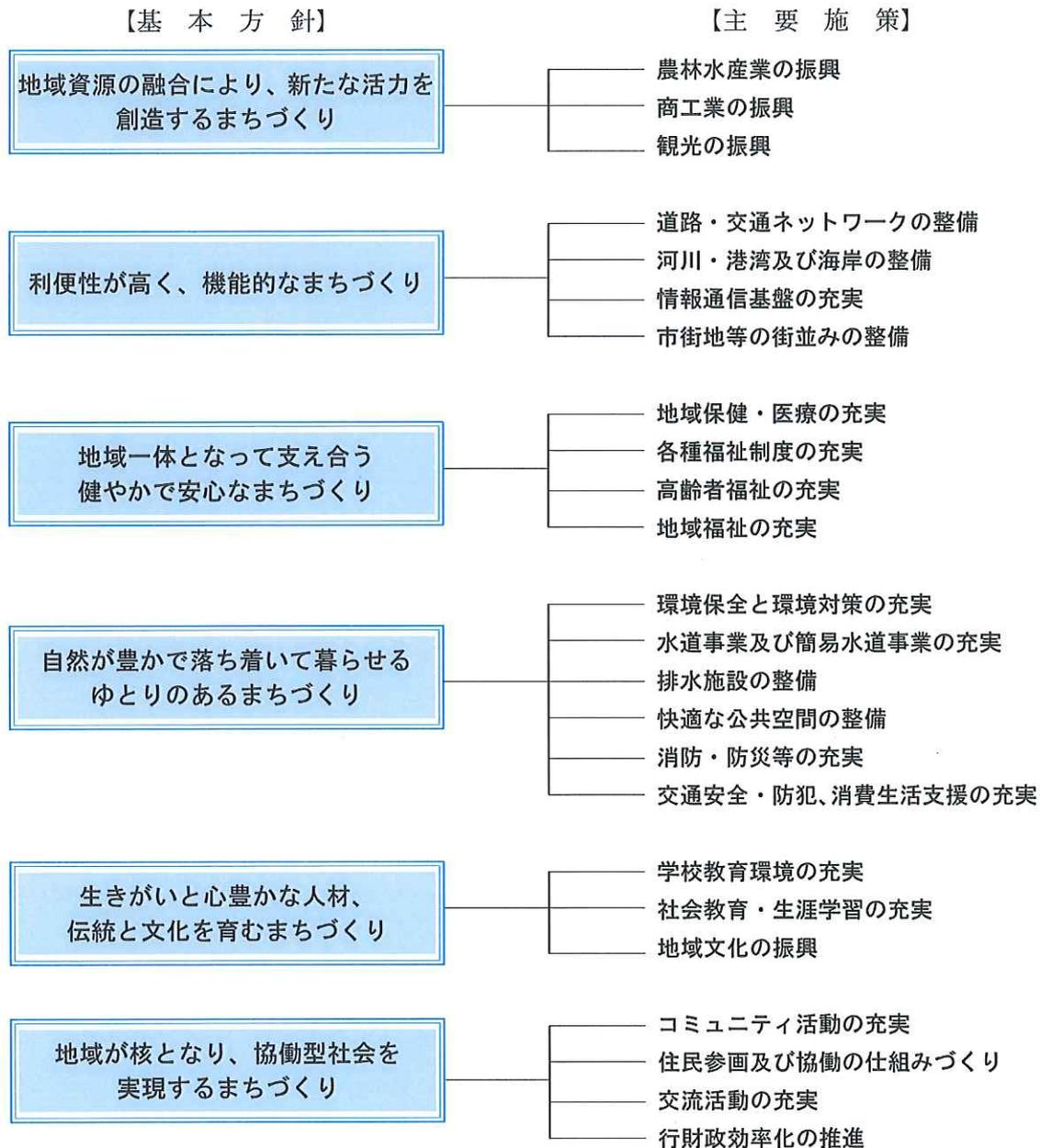


（注6）エコロジー産業とは「人に優しい産業」や「環境を乱さない産業」を指しています。

第5章 新まちの主要施策

第1節 新まちの主要施策

新しいまちづくりの基本方針に沿って、新まちで実施する主要施策を整理すると以下のとおりです。



1 地域資源の融合により、新たな活力を創生するまちづくり

(1) 農林水産業の振興

基幹産業である農林水産業の振興を支援していくために、生産流通基盤の整備、家畜排せつ物の適正処理、所得の向上・安定化、活力ある地域づくりに努めます。

また、後継者等の確保、ブランド商品の育成、流通加工体制の整備、環境保全型農業の展開、地産地消等について、それらを支える人材育成も含めて、関係機関一体となって推進します。

① 農業の振興

| 主要施策 | 主な事業等 |
|------------|---|
| 生産流通基盤の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場整備や大区画化による生産性の高い農業生産基盤の整備 ・肝属中部畑かん事業による高生産・高収益を実現できる営農への転換 ・遊休農地の有効利用を目指した土地利用型農業の展開 ・農道整備及び幹線道路への接続整備 |
| 担い手の育成 | <ul style="list-style-type: none"> ・農地保有合理化事業等を活用して農地の流動化による認定農家等への利用集積を進め規模拡大を支援 ・新規就農者の研修体制を整備 ・農業法人化の支援 ・農業公社の設立 |
| 販売力の強化 | <ul style="list-style-type: none"> ・安心、安全な農産物供給に資する生産履歴証明導入等の促進 ・ブランド農産物産地の育成 ・集出荷体制の強化 ・販路開拓等流通体制の整備 ・情報ネットワークの整備 ・早期米をはじめとした農産物のイメージアップ事業の推進 ・学校給食への導入をはじめとした地産地消の推進 |
| 環境保全型農業の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・家畜排せつ物の適正処理 ・環境に配慮した資源リサイクルの強化 ・堆肥センターを活用した有機物の循環利用及び土づくりの推進 ・公的認証の取得に係る取組の強化 |

| | |
|--------------|---|
| 活力ある農村づくりの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・農産物販売・加工施設の整備 ・都市農村交流の促進 ・農業集落排水事業の導入等農村の生活環境向上の推進 ・高齢者でも扱いやすい作物の導入 |
|--------------|---|

② 林業の振興

| 主要施策 | 主な事業等 |
|-----------|--|
| 生産流通基盤の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・治山事業等による森林資源の保全及び水源涵養林の育成・整備 ・林業の合理化・効率化につながる高性能林業機械の導入促進 ・流通加工体制の強化 ・林道・作業道等の整備 |
| 担い手育成 | <ul style="list-style-type: none"> ・担い手確保育成対策の実施 ・地域リーダー等の養成 |
| 販売力の強化 | <ul style="list-style-type: none"> ・複合経営導入の促進 ・木材加工・花木等特用林産物の振興 ・共同化の促進及び体制の整備 |

③ 水産業の振興

| 主要施策 | 主な事業等 |
|--------------|--|
| 生産流通基盤の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・魚礁設置等による漁場の整備推進 ・漁港の整備推進 ・管理体制の確立 ・流通対策事業の実施 |
| つくり育てる漁業の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・稚魚放流や魚礁設置による漁業資源保全 ・養殖漁業等の振興育成 |
| 活力ある漁村づくりの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・漁港を活用した産地直売施設の整備 ・水産物高度加工施設の整備 ・水産業を活用した観光振興 ・漁業後継者確保及び育成対策の実施 |

(2) 商工業の振興

商業については、関係団体との連携等により、既存市街地の活性化を図り、魅力ある賑わい空間の創出に努めます。また、工業については、企業誘致に加え、第1次産業との連携により、付加価値を高めていくことで地場産業の育成を図っていきます。

| 主要施策 | 主な事業等 |
|-------------|---|
| 商業の活性化 | <ul style="list-style-type: none">・ 歴史や文化の薫る賑わいある商店街形成・ 各種イベントの実施及び支援・ 地域に密着したサービスの促進・ 商工会等関係団体との連携強化・ 共通商品券の取組の広域化促進 |
| 情報社会への対応 | <ul style="list-style-type: none">・ 情報化機器導入への支援 |
| 工業開発の拠点づくり | <ul style="list-style-type: none">・ 企業誘致の推進 |
| 工業立地基盤の整備推進 | <ul style="list-style-type: none">・ 工業立地条件の整備推進・ 広域的雇用情報システムの構築 |
| 推進体制の強化 | <ul style="list-style-type: none">・ 工業振興のための各種優遇制度の整備 |

(3) 観光の振興

あらゆる産業の振興及び自然資源や歴史・文化資源等の地域資源との連携により、交流人口の増大を図っていきます。新たな観光ルートの形成や人を呼び込む仕組みづくりに努めます。

| 主要施策 | 主な事業等 |
|---------|---|
| 観光資源の開発 | <ul style="list-style-type: none">・ 海洋資源を活用した拠点整備の推進・ 宇宙空間観測所を活かした観光イメージの形成・ 古墳群、叶岳、やぶさめの里等の自然・歴史・文化の地域資源を活かした、新まち一体となった新たな観光ルート確立・ 野外活動志向に適合したメニューづくり |
| 観光振興の支援 | <ul style="list-style-type: none">・ 観光振興の専門部署を創設・ 内外への情報発信等のソフト事業を拡充・ 道路網や案内板の整備・ 観光農園の団地化や取扱作物の増加等による観光農業の振興・ 滞在就業型交流活動などの都市農村交流の促進 |

2 利便性が高く、機能的なまちづくり

(1) 道路・交通ネットワークの整備

東九州自動車道の早期整備促進や国道220号、448号や県道岸良高山線、神之川内之浦線等の主要幹線道路の整備促進及び生活道路の充実を図ることにより、周辺都市間あるいは地域内での道路接続の改善を図ります。また、バリアフリー化や歩道整備等により、住民生活の安全性向上に努めます。

さらに、住民の交通利便性の向上を図るため、バス路線の充実を図るとともに、地域内においてコミュニティバス等の循環バスを充実していきます。循環バスについては、新まち一体化の観点から路線を含め、住民誰もが自由に地域間移動できるような環境を整備します。

① 幹線道路網の整備

| 主要施策 | 主な事業等 |
|-----------|--|
| 広域交通体系の整備 | <ul style="list-style-type: none">・東九州自動車道の整備促進・国道220号、448号の整備促進・基幹道路への接続道の整備・県道の整備促進 |

② 生活道路の整備

| 主要施策 | 主な事業等 |
|------------------|--|
| 地域内道路の整備 | <ul style="list-style-type: none">・国見トンネルへの接続道の整備・町道の整備推進・農道や集落道の整備・橋梁の整備 |
| 人に優しく環境に配慮した道路整備 | <ul style="list-style-type: none">・道路改良や道路舗装の充実・バリアフリー化等を考慮した安全な歩道整備等の交通安全対策の強化 |

③ 公共交通機関の充実

| 主要施策 | 主な事業等 |
|-----------|---|
| 公共交通機関の維持 | <ul style="list-style-type: none">・住民の交通利便性を確保するためのバス路線維持対策の実施 |
| 交通利便性の向上 | <ul style="list-style-type: none">・新まち内の地域間移動の利便性向上を図るための地域内循環バス運行事業の推進 |

(2) 港湾・河川及び海岸の整備

港湾については、採石積出等の機能拡充に努めるほか、周辺環境の整備にも取り組みます。

また、河川等の整備においては、住民の安全性の確保等の観点から治水機能等を強化していきます。

| 主要施策 | 主な事業等 |
|-----------|--|
| 港湾の整備促進 | ・採石積出等の機能拡充に対応するための波見港等の港湾整備の促進 |
| 河川及び海岸の整備 | ・河川及び海岸の安全性向上 ・肝属川等河川の浄化や親水機能向上に向けた整備 |

(3) 情報通信基盤の充実

高度情報化社会に対応した情報通信基盤の充実に努め、本庁・支所間はもちろん公共施設間のネットワークを整備し、住民誰でも、また地域間格差の生じないよう均一なサービス体制を構築していきます。

| 主要施策 | 主な事業等 |
|------------|---|
| 情報通信基盤の整備 | ・光ファイバー網等の高度情報通信基盤の充実 ・行政サービスの情報受発信基盤の整備 ・各種情報提供システムの構築 |
| 情報受発信機能の充実 | ・公共施設間の情報ネットワークの構築 |
| 総合的な情報化の推進 | ・高度情報化に対応した研修活動等を通じた人づくりの推進 |

(4) 市街地等の街並み整備

各地域のこれまでに形成されてきた市街地の地域特性を活かすとともに、歴史や文化の薫る、魅力ある街並みの整備を図ります。

| 主要施策 | 主な事業等 |
|--------|---|
| 街並みの整備 | ・街路事業の推進 ・歴史や文化の薫る街並み景観の整備 ・太陽光(熱)や風力等の新エネルギー導入による街並みの整備 ・ <u>道路里親制度の導入</u> (注7) |

(注7) 道路里親制度とは、道路を「子ども」に見立て、住民の皆さんに「親代わり」になっていただき、ボランティアで道路の美化活動をしていただくという制度で、住民の皆さんが、日頃使われている道路を慈しみ、自らがきれいにしていこうという自然な気持ちを形あるものにするために考え出された制度のことです。

3 地域一体となって支え合う健やかで安心なまちづくり

(1) 地域保健・医療の充実

健康づくり、保健予防対策の積極的な推進や子どもから高齢者までの幅広い医療体制の充実を図ります。

また、地域の核となる医療施設のさらなる充実や安心して子育てができる総合的な環境づくりに努めます。

| 主要施策 | 主な事業等 |
|---------------------|---|
| 保健・医療体制の充実や健康づくりの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・寝たきり防止や健康寿命の延伸を目指した健康づくり支援事業の推進 ・予防接種事業や各種検診事業の充実 ・要介護状態への回避、寝たきり防止等を推進するための介護予防事業の推進 ・健康増進計画の策定や相談体制の充実 ・町立病院の医療施設・設備の整備推進及び救急医療体制の構築 |
| 高齢者の医療費適正化の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・老人医療費適正化対策事業の推進 |
| 子育て支援体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・子育てに関する相談・支援体制の強化 ・次世代育成行動計画の策定 |

(2) 各種福祉制度の充実

児童福祉、障害者福祉、母子・父子・寡婦福祉の充実を図っていきます。

| 主要施策 | 主な事業等 |
|---------------|---|
| 児童福祉の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・各種手当支給事業の充実 ・保育所施設の整備 ・放課後学童支援の充実 ・特別保育事業の実施 |
| 障害者福祉の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・各種支援事業や相談体制の充実 ・障害者の社会参加の促進 ・在宅福祉サービスの充実 ・障害者福祉施設等の充実 |
| 母子・父子・寡婦福祉の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・各種支援事業や相談体制の充実 |

(3) 高齢者福祉の充実

介護保険のサービスの充実や福祉施設を核とした福祉機能の充実を図っていきます。介護サービスについては、人材確保、施設の有効活用、関係機関の連携強化等を推進します。



| 主要施策 | 主な事業等 |
|-----------------------|---|
| 計画的な高齢者福祉事業・介護保険事業の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者実態把握事業の実施 ・ 高齢者保健福祉計画や介護保険事業計画の策定 |
| 基盤整備の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 養護老人ホーム国見園の充実 ・ 生活支援ハウスの整備 ・ 施設及び設備の充実 |
| 人材確保の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者福祉の専門職の人材育成, 及び確保の充実 |
| 高齢者福祉サービスの充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種支給事業の充実 ・ 介護予防や生活支援事業の推進 ・ 介護保険対象サービスの向上 ・ 在宅福祉サービスの充実 ・ 地域ケア体制の構築 ・ バリアフリー化等の高齢者に優しい住環境の整備 ・ 高齢者の社会参加促進事業の推進 |

(4) 地域福祉の充実

ボランティアやNPO等をはじめとした住民活動を促進し、その支援体制を整備するほか、社会福祉協議会等の関係団体との連携を強化し、みんなで支え合う地域福祉社会を構築します。

| 主要施策 | 主な事業等 |
|-------------|--|
| 計画的な地域福祉の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉計画の策定 |
| 地域福祉社会の構築 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティアやNPO等の支援体制の充実 ・ 社会福祉協議会をはじめとした関係団体との連携の強化 ・ 公共施設等のバリアフリー化の推進 |

4 自然が豊かで落ち着いて暮らせる、ゆとりあるまちづくり

(1) 環境保全と環境対策の充実

環境保全に努め、本地域の美しい自然環境との共生を図ります。

また、風力発電等の自然エネルギーの積極的な導入や廃棄物のリサイクル活動などを推進します。

| 主要施策 | 主な事業等 |
|-----------------|--|
| 計画的な環境保全の推進 | ・環境基本計画の策定 |
| 自然と共生するまちづくりの推進 | ・肝属川等の河川浄化運動の推進 ・自然環境を活かした学習の推進 ・街路や公園等の緑化推進 |
| 新エネルギー導入の支援及び推進 | ・街路や公共施設等への風力・太陽光(熱)等の新エネルギー導入の支援及び推進 |
| 広域の廃棄物処理事業の推進 | ・広域の一般廃棄物処理場建設の推進 ・塵芥処理事業の推進 |

(2) 水道事業及び簡易水道事業の充実

上水道や簡易水道については、施設の統合や共同利用に努め、安心して安全な水の安定供給ができるよう整備を図ります。

| 主要施策 | 主な事業等 |
|-------------------|--------------------------------|
| 給水施設の整備推進 | ・上水道や簡易水道の整備推進 ・計画的な施設更新の実施 |
| 水質の安全性確保及び検査体制の充実 | ・安全でおいしい水の供給 ・水質監視体制の構築 |
| 未給水区域の解消 | ・供給体制の整備推進 |

(3) 排水施設の整備

生活排水については、合併処理浄化槽整備や集落排水事業等を推進します。

| 主要施策 | 主な事業等 |
|-----------|--|
| 排水施設の整備推進 | ・農業集落排水事業等の推進 ・合併処理浄化槽の設置推進 ・公共下水道事業等の推進 |

(4) 快適な公共空間の整備

日常生活の快適な環境を創出するために、「ゆとりあるまちづくり」を目標に、景観に留意した憩いの場の形成に努め、身近な公園の整備等を進めます。

また、公営住宅の計画的な更新を進めるとともに、住民ニーズに添った住環境づくりを進めます。

| 主要施策 | 主な事業等 |
|-----------|---|
| 計画的な住宅整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した公営住宅の建替 ・住民ニーズに対応した町営住宅建替事業の推進 |
| 良好な住環境づくり | <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の増大に対応したシルバーハウジングの整備 ・街灯の設置推進 |
| 定住促進事業の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・定住促進に資する土地・住宅の整備 |
| 公園の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・やぶさめの里総合公園整備事業の推進 ・ふれあいや異世代交流につながる児童公園の整備 |

(5) 消防・防災等の充実

地域住民の生命・財産を守るために、消防・防災体制の充実を推進します。また、住民の防災意識高揚を図り、関係機関と一体となった対応に努めます。



| 主要施策 | 主な事業等 |
|----------------|---|
| 常備消防体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・機動性の高い消防体制の充実 |
| 消防体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・消防団員の確保 ・自主防災組織の充実 |
| 治山・治水・砂防対策の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・河川及び海岸の安全性向上 ・治山事業の促進 ・砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業等の促進 |
| 防災意識の高揚 | <ul style="list-style-type: none"> ・広報・啓発活動の強化 |
| 消防防災の設備機器の整備推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・消防施設整備事業の推進 ・防火水槽建設事業の推進 ・消防ポンプ自動車等の整備推進 ・防災無線施設の整備統合 |

(6) 交通安全・防犯、消費生活支援の充実

交通安全・防犯については、施設整備に加えて、関係機関一体となった普及活動などを推進します。

また、消費生活については、苦情処理などの相談体制の整備・充実や積極的な消費者情報の提供などに努めます。

| 主要施策 | 主な事業等 |
|--------------|--|
| 交通安全・防犯対策の充実 | <ul style="list-style-type: none">・交通安全施設整備事業等の推進・防犯灯の設置や犯罪防止に資する生活環境の整備・啓発活動の推進・「安心安全まちづくり条例」の制定の検討・学校周辺及び通学路での子どもの安全確保・自主防犯パトロールの推進・子ども110番声かけパトロールの推進 |
| 消費者支援の充実 | <ul style="list-style-type: none">・各種相談体制の整備・充実・積極的な消費者情報の提供 |



5 生きがいと心豊かな人材、伝統と文化を育むまちづくり

(1) 学校教育環境の充実

各小中学校の施設や設備等について計画的な整備を進めます。

また、高山高校活性化対策の推進に努めていきます。



(県立高山高等学校)

| 主要施策 | 主な事業等 |
|--------------------|--|
| <p>学校教育環境の整備推進</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画的な学校施設の整備推進 ・ 安全確保のための学校施設の耐震診断事業の推進 ・ 教育環境向上のための冷房装置導入事業の推進 ・ 情報教育推進のためのパソコン機器及びソフトの整備事業の推進 ・ 小中学校の教材備品等の整備推進 ・ 教職員住宅整備事業の推進 ・ 遠距離通学の児童生徒への支援 |
| <p>学校教育活動の推進</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国語指導助手配置事業の推進 ・ 学校指導主事をはじめとした専門家派遣事業の推進 ・ 国際理解や情報教育など時代ニーズに対応した教育の充実 ・ 健康と心の教育や福祉教育等の特色ある教育の充実 ・ 人権教育の推進 ・ 山村留学や特認校制度等の推進 ・ 高山高校活性化対策の推進 ・ 郷土愛を育む総合的な学習の推進 |

(2) 社会教育・生涯学習の充実

住民の相互交流、青少年の健全育成、男女共同参画社会の実現、地域ぐるみの子育て支援等の社会環境づくりを進めます。また、情報化や余暇時間の増大に対応した生涯学習の環境整備を図ります。

| 主要施策 | 主な事業等 |
|-----------|---|
| 施設設備の整備推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 武道館や弓道場の建設推進 ・ 総合グラウンド改修事業の推進 |
| 社会教育活動の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 生涯学習振興事業の推進 ・ 公民館活動の充実 ・ 青少年育成事業の推進 ・ 人材育成事業の推進 ・ 芸術文化振興事業の推進 ・ 人権教育の推進（再掲） ・ 男女共同参画社会の実現 |
| 家庭教育の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育情報の提供や教育相談の拡充 |

(3) 地域文化の振興

古墳群や伝統芸能等の歴史・文化資産の保存及び活用を進めるとともに、文化活動の充実に努めます。



| 主要施策 | 主な事業等 |
|-------------|--|
| 文化活動の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 流鏝馬まつり等の伝統行事の保存継承 ・ 文化活動支援事業の推進 |
| 文化財の保存活用の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 文化財の保存調査整備事業の推進 ・ 文化財保護普及事業の推進 |

6 地域が核となり、協働型社会を実現するまちづくり

(1) コミュニティ活動の充実

行政主導型のコミュニティ活動ではなく、地域主体の活動を行っていくため、組織の充実強化を図り、行政支援型のまちづくりを目指します。

| 主要施策 | 主な事業等 |
|-------------|---|
| コミュニティ活動の支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ活動の充実のためのリーダーの養成 ・ボランティアやNPO等の支援体制の充実（再掲） |

(2) 住民参加及び協働の仕組みづくり

行政と住民の協働関係のもとでまちづくりを推進していく新たな仕組みづくりに努めます。

また、様々な広報手段の活用や情報公開を推進するとともに、住民活動の支援に努めます。

| 主要施策 | 主な事業等 |
|-------------|--|
| 情報公開の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ等の各種媒体を活用した広報活動の充実 |
| 住民参画の仕組みづくり | <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント（注8）の導入等の住民参画体制の整備 ・男女共同参画社会の実現（再掲） |

(3) 交流活動の充実

合併後の一体感醸成のため、集落自治組織等の地域内交流や域外とのレクリエーション活動等の様々な分野で交流の充実を図ります。

また、世代間交流や国際交流を促進します。



（注8）パブリックコメントとは、行政が基本的な政策等を策定するときに、趣旨・内容等を広く公表し、皆さんから寄せられたご意見等を考慮して政策等を決定するとともに、ご意見等に対する行政の考え方を公表する一連の手続きをいいます。

| 主要施策 | 主な事業等 |
|------------|--|
| 域内・域外交流の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・やぶさめの里総合公園や叶岳ふれあいの森等の拠点施設を活用した交流の促進 ・各種大会、伝統行事等のスポーツ・文化活動、物産展・定期市などを通じた交流の促進 |
| 世代間交流の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の豊富な知恵や知識を子どもたちに伝えられる機会の拡充 |
| 国際交流の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・青少年海外研修等による国際交流の促進 |

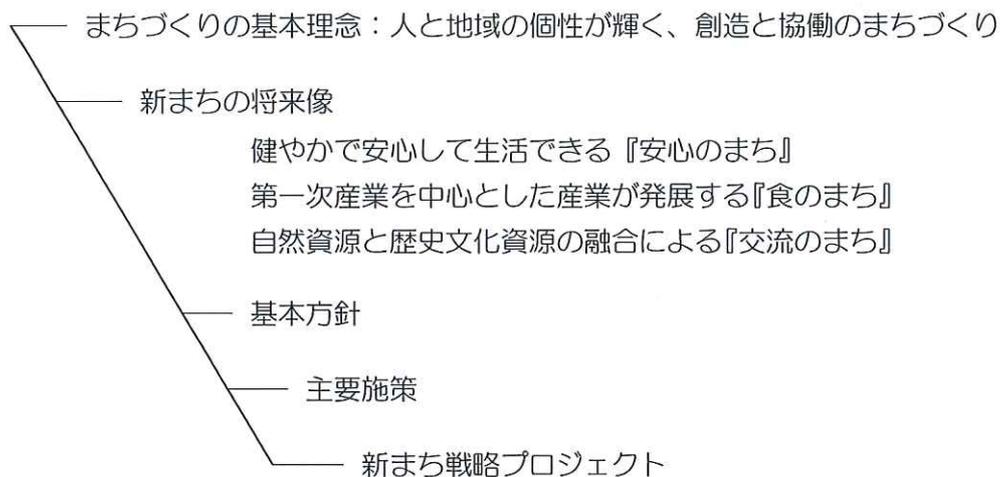
(4) 行財政の効率化の推進

| 主要施策 | 主な事業等 |
|-------------|--|
| 組織の合理化及び強化 | <ul style="list-style-type: none"> ・管理部門の統合や組織効率化の推進 ・地域振興課（仮称）等の部署の設置及び人材育成の強化 |
| 公共施設の利便性の向上 | <ul style="list-style-type: none"> ・新まちの一体的な観点からの公共施設の適正配置や整備の実施 ・行政サービスの高度化のための電子自治体の構築 ・公共施設予約システム等の情報機能充実 ・庁舎の整備や適切な管理の推進 |
| 効率的な事業の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・PFIの導入やNPO等への公益業務の委託の推進 ・行政評価システムの導入 ・地籍調査事業の推進 |
| 財政運営の健全化 | <ul style="list-style-type: none"> ・民間活力の導入及び活用 ・電算システムの導入 |

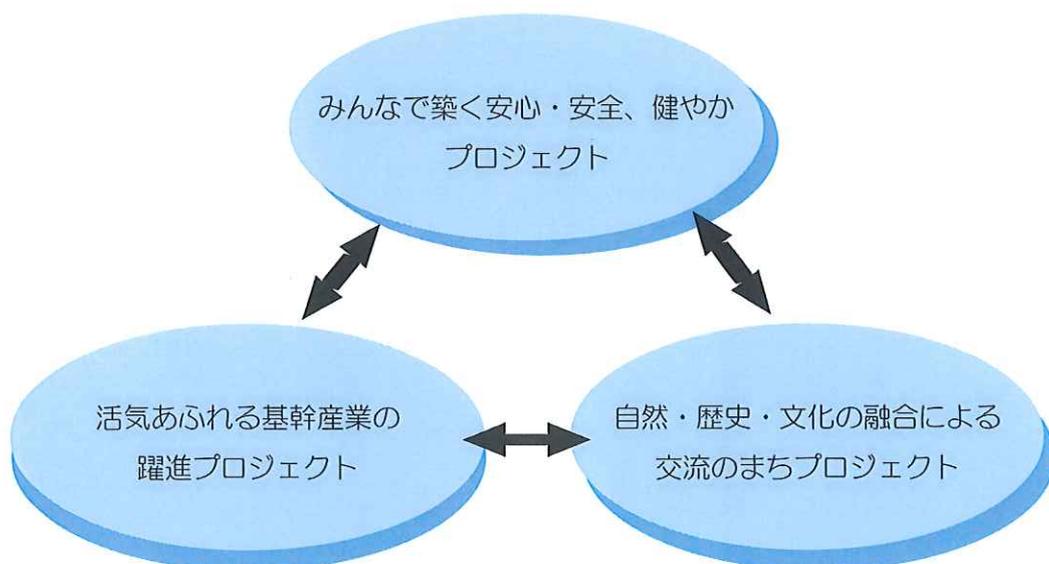
第2節 新まち戦略プロジェクト

本計画でこれまで示された新たなまちづくりを効果的かつ総合的に推進するために、特に力を入れていく施策を「新まち戦略プロジェクト」と位置づけて、積極的に取り組んでいきます。

図表5-1 体系フロー



図表5-2 新まち戦略プロジェクト



1 「みんなで築く安心・安全、健やかプロジェクト」

本地域の課題である少子高齢化に対応しながら、新まち一体となった保健・医療・福祉の各分野での様々な取組や本地域の魅力の一つである豊かな自然環境と共生する取組を推進します。

■ 生きがい・健康づくりの推進

少子高齢化の進行が予想されるなか、健康づくりや介護予防等が重要な課題となります。

そのため、保健・医療・福祉の分野での健康づくり推進体制の充実を図るとともに、そうした取組の拠点となる施設を整備します。

また、救急医療体制の充実、地域医療の拠点施設の機能強化、さらに、ボランティアやNPO等の活動を取り込んだ各種福祉サービスの充実を図っていきます。

- 生きがい・健康づくり推進組織設置
や拠点整備
- 養護老人ホーム国見園や町立病院の
充実
- 生活支援ハウスの整備
- 保健・医療・福祉サービス体制のネッ
トワーク化



■ 安心・安全な生活環境づくり

新まちは面積が広大なことから、日常生活上の利便性の向上は重要な課題となります。そのため、地域内の道路網の整備を進めるほか、新まち内の循環バスをはじめとした交通手段の確保に努めます。

また、住環境の更なる整備を図り、住み慣れた地域で、利便性が高く安心して安全な暮らしができるまちづくりを進めます。

- 新まち内循環バスの充実
- 新まち内の道路網の整備、または、
整備促進



- 公共施設や歩道等のバリアフリー化
- 公営住宅の整備をはじめとした良好な住環境づくり
- 情報通信体系の充実

■ 環境共生のまちづくり

新まちは、海・山・川の豊富な自然資源に恵まれており、こうした地域資源を守り、後世に引き継ぐとともに、風力発電等の自然エネルギーの活用や自然体験を通じた学習等の環境と共生する仕組みづくりを推進します。

- 風力・太陽光・太陽熱等の新エネルギー導入及び設備の設置推進
- 肝属川をはじめとした河川浄化運動の推進
- 環境学習や自然体験学習等の推進
- 合併処理浄化槽等の普及推進



2 「活力あふれる基幹産業の躍進プロジェクト」

本地域の基幹産業である農林水産業がさらに発展していくよう、生産基盤の整備や人材育成に努め、また、そうした取組を支える体制づくりを推進します。

また、農林水産物の高付加価値化を追求するとともに、安心・安全な「食」や「林産物」の供給拠点づくりを進め、さらに、環境保全型農林業の推進、ブランド化の強化、域内外の流通体制の強化等に取り組むことで、元気な農林水産業の確立を図ります。

■ 農林水産業支援体制の確立

新まちにおいては、高齢化の進行等により、基幹産業である農林水産業の担い手不足が深刻化しています。

そこで、UターンやIターン等を含めた新規就業者や後継者などの育成確保を強化していく仕組みづくりを進めます。

また、農業公社の設置により、農地流動化や農作業受委託及び研修施設や農業関連施設の管理運営委託などを進め、地域農業の活性化を図ります。

- 農業公社の設立
- 先進的な農業法人等での研修制度の支援検討
- 生活面も含めた新規就業者支援策の充実



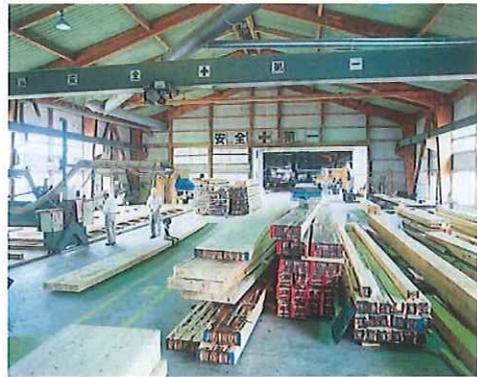
■ 安心・安全を重視した取組

新まちにおいて農林水産業の振興が地域活性化には欠かせないことから、基盤整備を進めるなどの一方で、時代のキーワードである「安心・安全」に適応した取組について、それを支える人材育成も含めて、関係機関一体となって進めます。

また、林業においては、最近改めて見直されている木材の高付加価値化を進めるとともに、特用林産物等の振興を図ります。

さらに、農林水産業の強化とともに、それらと関連した加工業の育成などの新たな展開にも力を入れます。

- 家畜排せつ物法規制への対応
- 豊富な森林資源の利活用の推進
(木炭等)
- 堆肥センターの拡充及び資源循環型農業の推進
- 販売促進支援のための専門部署の設置検討
- 高速道路や志布志港への接続強化による流通体制の充実



■ 情報発信及び集客拠点の整備

地域内外への販売力アップを図るため、様々な宣伝活動を行い、また本地域ならではの安心・安全な農林水産物及び加工品を気軽に購入できる拠点整備を推進します。

- 物産館（お魚センター）の整備
- 産直販売体制等の整備及び支援
- 定期市の充実



(伊勢海老まつり)

3 「自然・歴史・文化の融合による交流のまちプロジェクト」

本地域の魅力のひとつは、雄大で美しい自然に恵まれ、歴史や文化の薫る資産が豊富にあることです。

こうした地域の資産を効果的に融合させることで、様々な相乗効果を発揮することとなり、域内外の交流人口の拡大に役立てることができます。



■ 交流基盤の整備

新まちにおいて地域資源をいかに活用していくかは重要な課題です。

そこで、恵まれた自然や歴史・文化資産を効果的に融合させるため、地域内外の基幹的道路網や案内板の整備を進めます。

また、新たな拠点整備を検討し、流鏝馬まつりやドヤドヤサー等の伝統行事及び各種イベント等を十分に活かした取組を新まち一体となって進めます。

- 地域内連携の強化及び拠点整備
 - ・ 基幹的道路網や案内板の整備
 - ・ やぶさめの里レジャーランド構想の推進
 - ・ 国見トンネル自然公園の整備
 - ・ 海水浴場の整備
- 歴史と文化の薫る街並みの整備
- 海岸整備及び海洋性レクリエーション拠点の整備
- 物産館（お魚センター）の整備



■ 新たな観光振興の取組

地域資源を活用した交流人口の拡大に向け、野外活動志向に適合した登山ツアーや溪流登り等の新たな観光メニューづくりを進めるとともに、民間部門とも連携して新たな観光ルートの形成を図ります。

また、農林水産業と観光の連携を図り、滞在就業型交流活動等を積極的に促進します。

- 民間部門とも連携した新たな観光メニューや観光ルートの開発
- 観光農園の団地化や取扱作物の増加等による観光農業の振興
- 滞在就業型交流活動（国内版ワーキングホリデー）などの都市農村交流の促進

■ 情報発信体制の整備

新まちが拠点都市や高速交通体系から離れているデメリットを克服するために、魅力ある地域資源を地域外に情報発信していくことが極めて重要となることから、効果的な取組を推進します。

- 地域イメージ戦略の推進
- 各種媒体の積極的な活用
- 観光振興のための専門部署の設置検討



第6章 県事業の推進

新まちの円滑な運営のために、鹿児島県は様々な分野で支援を行いますが、主な県事業は下の表のとおりです。

また、新まちがまちづくり計画に基づき広域的・一体的な建設事業等を実施する経費や、合併直後に必要となる臨時的な経費について、国の財政支援制度を補完するかたちで、市町村合併特例交付金による支援も行います。

| 分 | 類 | 事業名 |
|----------|----------|-----------------|
| 産業の振興 | 農林水産業の振興 | 活力あるむらづくり支援事業 |
| | | 中山間地域総合整備事業 |
| | | 市町村合併支援農村環境整備事業 |
| | | 経営体育成基盤整備事業 |
| | | 県単独農業農村整備事業 |
| | | 農村振興総合整備事業 |
| | | 畑地帯総合整備事業 |
| | | 市町村合併支援農道整備事業 |
| | | 県営シラス対策事業 |
| | | 県営特殊農地保全整備事業 |
| | | ため池等整備事業 |
| | | 県営かんがい排水事業 |
| | | 畜産環境総合整備事業 |
| | | 市町村合併支援林道事業 |
| | | 治山事業 |
| | | 市町村合併支援水産基盤整備事業 |
| | | 地域漁場整備事業 |
| 広域漁港整備事業 | | |

| 分 | 類 | 事業名 |
|-------------|------------------|-----------------|
| 社会基盤の整備 | 道路・交通ネットワークの整備促進 | 市町村合併支援道路整備事業 |
| | | 交通安全施設等整備事業 |
| | | 道路改築事業 |
| | | 県単道路整備事業 |
| | | 地方特定道路整備事業 |
| | 港湾・河川及び海岸の整備 | 河川改修事業 |
| | | 高潮対策事業 |
| | | 港湾整備事業 |
| 市街地等の街並みの整備 | 街路事業 | |
| 保健・福祉の充実 | 高齢者福祉の充実 | すこやか長寿社会運動推進事業 |
| 生活環境の整備 | 環境保全と環境対策の充実 | 廃棄物処理施設整備事業 |
| | 排水施設の整備 | 合併処理浄化槽整備促進事業 |
| | 消防・防災等の充実 | 消防防災施設等整備費補助事業 |
| | | 通常砂防事業 |
| | | 急傾斜地崩壊対策事業 |
| | | 治山事業（再掲） |
| | 河川改修事業（再掲） | |
| 住民参画・交流の充実 | 交流活動の推進 | 半島特定地域「元気おこし」事業 |

第7章 公共的施設の適正配置と整備

新まちにおける公共的施設の適正配置と整備については、住民サービスの水準が低下しないように十分配慮することとします。

基本的には既存施設を有効活用するものとしますが、新たな施設を整備する場合には、施設の有効性、地域特性やバランス、財政効率などを総合的に考慮した上で事業を実施します。

なお、住民サービスを提供する拠点となる庁舎については、合併協議の結果に基づき、現高山町役場を新まちの本庁舎、現内之浦町役場を新まちの総合支所、現岸良支所を新まちの出張所として活用します。

また、将来の新庁舎建設については、新まち誕生後、交通の事情、他の官公署との関係など、住民の利便性を考慮し検討するものとします。



肝付町役場
(現 高山町役場)



内之浦総合支所
(現 内之浦町役場)



岸良出張所
(現 岸良支所)

第8章 財政計画

それぞれの性質別歳出経費に対応してこれまでの財源実績割合から推計して

新まちの財政計画は、平成17年度から平成32年度までについて、歳入と歳出の項目ごとに、過去の実績や人口推移、各制度改正等を勘案した上で推計し、平成17年度から平成25年度までは決算額、平成26年度は決算見込額、平成27年度以降は推計額で普通会計ベースにより策定したものです。

策定においては、計画期間以降も、新まちの健全な財政運営を堅持することを前提としているほか、合併特例債等の国・県の財政支援措置を考慮しています。

1 歳入

(1) 地方税

新まちにおいてもこれまでどおりの歳入を見込んでいます。今後の経済成長は見込まず、制度改正を勘案しつつ、将来人口や過去の税収の推移に連動させて推計しています。

(2) 地方譲与税

平成25年度の実績値ベースで推移するものとしています。

(3) 利子割交付金等

平成25年度の実績値ベースで推移するものとしています。

(4) 地方消費税交付金

今後の経済成長は見込まず、制度改正を勘案しつつ、推計しています。

(5) 自動車取得税交付金

平成26年度以降、平成25年度実績値1%減の数値で推計しています。

(6) 地方特例交付金

平成25年度の実績値ベースで推移するものとしています。

(7) 地方交付税

現制度による実績を勘案のうえ、合併算定替の段階的減少及び公債費に係る交付税措置の影響などを考慮して推計しています。

(8) 交通安全対策特別交付金

平成25年度の実績値ベースで推移するものとしています。

(9) 分担金及び負担金

平成25年度の実績値ベースで推移するものとしています。

(10) 使用料及び手数料

平成25年度の実績値ベースで推移するものとしています。

(11) 国庫支出金

それぞれの性質別歳出経費に対応してこれまでの財源実績割合から推計しています。

(12) 県支出金

それぞれの性質別歳出経費に対応してこれまでの財源実績割合から推計しています。

(13) 財産収入

過去5年間の平均値で推移するものとしています。(特に大きい年度は除く。)

(14) 繰入金

必要に応じて財政調整基金及び減債基金等からの繰入金を活用します。

(15) 諸収入

平成25年度の実績値ベースで推移するものとしています。

(16) 地方債

臨時財政対策債は現制度を基に、通常債及び合併特例債については普通建設事業量等に対応して推計しています。

2 歳 出

(1) 人件費

採用者数の抑制による一定の減少を見込んでいます。

(2) 物件費

平成25年度の実績値ベースで推移するものとしています。また、平成26年度末の肝付東部衛生処理組合の解散に伴う、平成27年度からの鹿屋市へのし尿処理委託料の影響も見込んでいます。

(3) 維持補修費

平成25年度の実績値ベースで推移するものとしています。

(4) 扶助費

少子高齢化への対応として社会保障費用の増加を見込み、過去の伸び率等を参考に、対前年度1%の伸び率で推計しています。

(5) 補助費等

平成25年度の実績値ベースで推移するものとしています。また、平成26年度末の肝付東部衛生処理組合の解散に伴う負担金の減、及び平成26年10月に設立された肝付町農業振興センターへの負担金の影響も見込んでいます。

(6) 公債費

平成25年度までの借入に伴う償還額に、新たな地方債や合併特例債の借入に伴う償還額を見込んでいます。

(7) 積立金

単年度収支が黒字になった場合、後年度の財政運営のために、基金に積み立てるものとしています。

(8) 投資及び出資金、貸付金

平成25年度の実績値ベースで推移するものとしています。

(9) 繰出金

高齢者関連特別会計分については、増加傾向を見込み推計しています。その他については、平成25年度の実績値ベースで推移するものとしています。

(10) 投資的経費

新しいまちづくり計画に基づき、財政収支上実施可能な事業費を年度ごとに見込んで推計しています。

(財政計画【変更後】)

財政計画

(1) 歳入

(単位：百万円)

| 区 分 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 | H22年度 | H23年度 | H24年度 | H25年度 | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | H31年度 | H32年度 |
|----------------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1 地方税 | 1,463 | 1,460 | 1,523 | 1,551 | 1,476 | 1,497 | 1,487 | 1,505 | 1,486 | 1,468 | 1,462 | 1,456 | 1,454 | 1,452 | 1,450 | 1,448 |
| 2 地方譲与税 | 200 | 247 | 128 | 124 | 116 | 113 | 110 | 103 | 97 | 97 | 97 | 97 | 97 | 97 | 97 | 97 |
| 3 利子割交付金 | 7 | 4 | 5 | 5 | 3 | 4 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 4 配当割交付金 | 1 | 2 | 3 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 5 株式等譲渡所得割交付金 | 1 | 2 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 6 地方消費税交付金 | 159 | 158 | 153 | 141 | 146 | 145 | 142 | 140 | 139 | 142 | 142 | 142 | 141 | 141 | 141 | 140 |
| 7 自動車取得税交付金 | 35 | 38 | 34 | 32 | 19 | 16 | 14 | 17 | 15 | 14 | 14 | 14 | 14 | 14 | 14 | 14 |
| 8 地方特例交付金 | 27 | 20 | 8 | 14 | 17 | 29 | 27 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 9 地方交付税 | 4,260 | 4,192 | 4,346 | 4,476 | 4,553 | 4,876 | 4,812 | 4,745 | 4,663 | 4,541 | 4,541 | 4,411 | 4,311 | 4,211 | 4,111 | 4,011 |
| 10 交通安全対策特別交付金 | 4 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 11 分担金・負担金 | 145 | 138 | 142 | 184 | 146 | 146 | 143 | 140 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 |
| 12 使用料・手数料 | 174 | 93 | 99 | 102 | 99 | 104 | 114 | 123 | 128 | 128 | 128 | 128 | 128 | 128 | 128 | 128 |
| 13 国庫支出金 | 438 | 473 | 684 | 1,155 | 1,146 | 1,997 | 750 | 754 | 821 | 720 | 680 | 653 | 624 | 620 | 620 | 620 |
| 14 県支出金 | 794 | 761 | 1,293 | 775 | 865 | 791 | 974 | 942 | 764 | 699 | 660 | 640 | 620 | 618 | 618 | 609 |
| 15 財産収入 | 55 | 52 | 52 | 41 | 45 | 37 | 36 | 41 | 46 | 41 | 41 | 41 | 41 | 41 | 41 | 41 |
| 16 寄附金 | 8 | 0 | 1 | 3 | 1 | 3 | 1 | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 17 繰入金 | 963 | 815 | 790 | 632 | 217 | 37 | 13 | 291 | 207 | 300 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 |
| 18 繰越金 | 307 | 200 | 245 | 235 | 616 | 314 | 378 | 320 | 296 | 291 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 19 諸収入 | 68 | 59 | 80 | 249 | 62 | 255 | 68 | 93 | 76 | 76 | 76 | 76 | 76 | 76 | 76 | 76 |
| 20 地方債 | 1,002 | 1,042 | 1,007 | 1,152 | 1,106 | 995 | 712 | 741 | 754 | 800 | 750 | 750 | 700 | 700 | 650 | 650 |
| 歳 入 合 計 | 10,111 | 9,759 | 10,597 | 10,875 | 10,637 | 11,363 | 9,787 | 9,965 | 9,647 | 9,471 | 8,945 | 8,762 | 8,560 | 8,452 | 8,300 | 8,188 |

(2) 歳出

(単位：百万円)

| 区 分 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 | H22年度 | H23年度 | H24年度 | H25年度 | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | H31年度 | H32年度 |
|---------------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1 人件費 | 1,804 | 1,693 | 1,636 | 1,686 | 1,667 | 1,636 | 1,643 | 1,664 | 1,604 | 1,653 | 1,631 | 1,620 | 1,610 | 1,600 | 1,590 | 1,580 |
| 2 扶助費 | 996 | 969 | 1,021 | 1,032 | 1,066 | 1,243 | 1,254 | 1,277 | 1,294 | 1,307 | 1,321 | 1,334 | 1,347 | 1,361 | 1,374 | 1,388 |
| 3 公債費 | 1,607 | 1,621 | 1,773 | 1,857 | 1,742 | 1,697 | 1,702 | 1,519 | 1,437 | 1,463 | 1,384 | 1,306 | 1,221 | 1,180 | 1,125 | 1,070 |
| 4 物件費 | 1,063 | 948 | 927 | 892 | 836 | 889 | 936 | 970 | 981 | 981 | 1,013 | 1,013 | 1,005 | 1,001 | 1,001 | 1,001 |
| 5 維持補修費 | 21 | 16 | 14 | 26 | 23 | 22 | 21 | 24 | 32 | 32 | 32 | 32 | 32 | 32 | 32 | 32 |
| 6 補助費等 | 1,029 | 982 | 955 | 929 | 1,000 | 964 | 943 | 983 | 1,080 | 1,080 | 1,049 | 1,042 | 1,040 | 1,038 | 1,038 | 1,038 |
| 7 積立金 | 818 | 781 | 951 | 1,097 | 972 | 1,005 | 404 | 303 | 564 | 330 | 150 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 8 投資及び出資金、貸付金 | 13 | 19 | 17 | 20 | 242 | 117 | 43 | 63 | 39 | 39 | 39 | 39 | 39 | 39 | 39 | 39 |
| 9 繰出金 | 1,062 | 993 | 1,040 | 1,016 | 1,102 | 1,111 | 1,111 | 1,295 | 1,125 | 1,115 | 1,127 | 1,127 | 1,129 | 1,129 | 1,132 | 1,132 |
| 10 投資的経費 | 1,498 | 1,493 | 2,028 | 1,704 | 1,673 | 2,301 | 1,411 | 1,571 | 1,202 | 1,471 | 1,199 | 1,149 | 1,037 | 972 | 869 | 808 |
| 歳 出 合 計 | 9,911 | 9,515 | 10,362 | 10,259 | 10,323 | 10,985 | 9,468 | 9,669 | 9,358 | 9,471 | 8,945 | 8,762 | 8,560 | 8,452 | 8,300 | 8,188 |

新しいまちづくり計画

平成26年12月

発行 肝付町

鹿児島県肝属郡肝付町新富98番地

TEL 0994-65-2511 FAX 0994-65-2521